

組合の活動をご理解いただくために

JAレポート



ディスクロージャー誌

2023

年版



目 次

当JAの考え方

- ごあいさつ 1
- JA京都市の自己改革 2~3
- 経営理念・経営方針 4
- 経営管理体制 4
- 事業の概況 5~7
- 農業振興活動 8~9
- 地域貢献活動 9
- リスク管理の状況 10~16
- 自己資本の充実の状況 17
- 主な事業内容 18~27

決算の状況

- 貸借対照表 28
- 損益計算書 29
- キャッシュ・フロー計算書 30
- 事業管理費の内訳 31
- 注記表 32~47
- 剰余金処分計算書 48~49
- 部門別損益計算書 50~51
- 財務諸表の正確性等にかかる確認 52
- 会計監査人の監査及び名称 52

損益の状況

- 最近の5事業年度の主要な経営指標 53
- 利益総括表 54
- 資金運用収支の内訳 54
- 受取・支払利息の増減額 54

事業の概況

- 信用事業 55~60
- 共済事業 61~62
- 営農経済事業 62~63

経営諸指標

- 利益率 64
- 貯貸率・貯証率 64
- 1職員・1店舗当たり指標 64

自己資本の充実の状況

- 自己資本の構成に関する事項 65~66
- 自己資本の充実度に関する事項 67~68
- 信用リスクに関する事項 68~70
- 信用リスク削減手法に関する事項 71~72
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 72
- 証券化エクスボージャーに関する事項 72
- 出資その他これに類するエクスボージャーに関する事項 73
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項 73
- 金利リスクに関する事項 74

当JAの概要

- 機構図 75
- 役員構成 76
- 組合員数 77
- 組合員組織の状況 77
- 職員数 77
- 特定信用事業代理業者の状況 77
- 沿革・管内の概況 78~79
- ディスクロージャー誌用語解説集 80~82
- 開示項目 83
- 店舗等のご案内 84

* 本誌は農業協同組合法第54条の3に基づいて、作成したディスクロージャー誌です。当JAホームページ上でもご覧頂けます。
(<https://ja-kyotocity.or.jp>)



J A 京都市 本店

ごあいさつ



平素はJA京都市をご愛顧賜りまして、誠にありがとうございます。

本年も財務状況・活動実績のご報告として、ディスクロージャー誌『JAレポート』を作成いたしました。本誌を通じて、当JAの経営内容についてご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

2022年度はウィズコロナからアフターコロナへと緩やかに舵が切られ、経済活動正常化に向けた動きが活発化し始めました。そのような中、11月に開催されたFIFAワールドカップカタール2022では、サッカー日本代表が前評判を覆し、ベスト16入りを果たす快進撃で日本中を盛り上げました。

また、3月に開催されたWBC（ワールドベースボールクラシック）では、侍ジャパンが14年ぶりの優勝に輝きました。両競技とも苦境の中でも最後まであきらめない選手たちの姿勢が多くの国民に感動を与えました。このように、長い間コロナ禍により日本社会に漂っていた閉塞感が和らいだ1年となりました。

当JAにおいても、「京ベジFESTA」や各地域でのマルシェの開催を通じて、地元農産物を消費者に届けることができました。また、第3号組合員、地域住民向け広報誌「Link（リンク）」を創刊し、都市農業の多面的価値を中心に京都市民のくらしの中にある都市農業を発信しました。こうした広報誌だけでなく、Webサイトも開設し、デジタルとアナログの両面から広報活動を展開しました。

上記の取組みにより、都市農業を支える総合経済機関としてその役割を發揮することができました。これもひとえに、組合員はもとより地域の皆様のご協力、お引き立てによるものと心より感謝申し上げます。

2023年度も引き続き、農業と地域を豊かにできるよう自己改革を推し進めてまいります。皆様からいただいたご意見・ご意向を把握し、実践・進捗管理を行う「自己改革実践サイクル」に取り組み、組合員や利用者の負託に応えていけるよう邁進してまいります。

今後も、都市農業の振興と地域社会への貢献を最大の使命として、役職員が一丸となって取り組んでまいりますので、末永く変わらぬご愛顧、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

2023年7月

京都 市 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長 戸田秀司

◇ JA京都市の主なプロフィール

設立：1948年8月6日

貯金：2,446億13百万円

出資金：46億43百万円

総資産：2,787億83百万円

組合員：20,792名

役職員：役員41人、職員217人（3月末退職者、派遣職員除く）

施設数：店舗16、出張所1、農機センター1、コイン精米所6

本店所在地：京都市右京区西院西溝崎町24番地

貸出金：725億85百万円

自己資本比率：18.60%

純資産：167億5百万円

※記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しており、そのため表中の合計が一致しないことがあります。また、表示単位未満の科目については「0」、期末に残高が無い勘定科目は「—」で表示をしています。



J A 京都市の自己改革

歴史ある地域社会との豊かな共生を～農と食から～

当JAの自己改革を推し進めるにあたり、「歴史ある地域社会との豊かな共生を～農と食から～」をテーマに、5つの柱を定め、以下の取組みを実践しています。

改革 その1 地域に根ざした都市農業の実践

◆ 組合員のためのJA 京都市版GAPの取組み強化

GAP導入のメリット

- ◆ 農産物の安全性・品質向上
- ◆ 環境の保全
- ◆ 労働安全性の確保
- ◆ 経営改善・信頼確保



GAPとは？

農業生産工程管理のこと。農業において食の安全性向上や環境保全、農作業中の事故防止などについて、事前にリスクとなる要因を検討し、農業の生産工程の管理や改善に取り組むべきポイントを整理して実践・管理すること。当JAが独自に点検項目として定めたものが「JA 京都市版GAP」です。

◆ 安定した生産活動の展開

2022年度は学識経験者や行政、流通業者等で構成するGAP審査委員会を4回開催し、GAP承認件数は122件415圃場となりました。

J A 京都市版GAPの普及に向けてチラシやポスターを刷新し、京ベジFESTA2022やじねんと市場にて実施した即売会等で広報活動を展開しました。



◆ 地域社会との共存・食の安全の確保

J Aグループでは「2030年にはプラスチックを使用した被覆肥料に頼らない農業に」を理想に掲げています。当JAもプラスチックを使用したコーティング肥料の被膜殻海洋流出防止対策として硫黄コーティングとウレアホルム肥料の試験を実施するとともに、廃棄農薬や使用済みプラスチックの一斉回収・処分を行い、環境に配慮した農業生産支援に取り組みました。



改革 その2 歴史的都市型園芸生産の更なる発展による農業所得の増大

◆ 京野菜の販売戦略の確立

◆ 大都市圏への京野菜出荷

2018年度から開始した全農との連携による東京を中心とした他府県市場への出荷は順調に推移しています。九条ねぎ・金時にんじん・賀茂なすに加え、2022年度は新京野菜の「京ラフラン」及び一般野菜のJA扱い市場出荷を開始しました。



◆ 担い手への営農支援

◆ 持続的な生産に向けた発信

病害虫発生予察情報等の営農に役立つ情報をLINE公式アカウント「営農タイムリー」にて発信しました。また、利便性を高めるために営農支援ツール「ルーラル電子図書館」を専用端末に実装し、利用者に対して迅速に営農情報が提供できる体制づくりに努めました。



改革 その3 農作業安全の啓発と労働環境の改善

◆ 生産者の健康・労働環境の改善

安全な労働環境を整備するため、農機展示会において農作業事故体験VRを活用した研修を実施し、農作業事故防止について啓発を行うとともに、農業者情報収集シートを活用した農業保障の提案を行いました。また、組合員の要望に応え、IoT（Internet of Things）を利用した先端農業技術装置の導入を提案し、スマート農業の実践を支援しました。



◆ 安定した営農継続

物価高騰による農業の生産コストが上昇する中、肥料の価格上昇前に早期取りまとめを実施するとともに、輸入原料価格の影響を受けにくい混合堆肥複合肥料（エコレット）のキャンペーンを実施しました。加えて、ウッドチッパー・レンタル農機を新たに1台導入し、農業における生産コスト低減に努めました。また、農機センターの機動力向上のため、職員1名を整備士として増員配置しました。



改革 その4 組合員と地域住民が農と食で繋がる豊かな地域づくり

◆ 食農教育事業の強化

コロナ禍で活動を自粛していた食農教育を徐々に再開しました。対象商品の契約者を芋掘り体験に招待し、親子に食農教育の場を提供するべじべじキッズをはじめ、各店舗で子どもたちが「農」に触れるこことできる独創的な取組みを展開しました。



◆ 豊かな地域づくりの実践

◆ 広報メディア「Link（リンク）」創刊

冊子とウェブサイトで展開する、第3号組合員や地域住民向け広報メディア「Link（リンク）」を創刊し、地域住民の暮らしにリンクする都市農業の多面的機能を年4回発信しています。本誌は京都市の農業と親和性のある企業・団体の協力を得て様々な場所で配布しています。



◆ 農地保全に向けた取組み

都市農業の多面的機能を発信するため、年金受給者への特典として初の試みであるレクリエーション農園を開園しました。10月から本店近くの圃場で24区画展開し、利用者は播種・定植から収穫までの農業体験を行いました。また、多くの農地が生産緑地の指定解除を迎えることに伴い、特定生産緑地申請にかかる相談業務を実施しました。



改革 その5 未来に繋がるJAを目指した組織改革の実践

◆ 組合員の意見を反映した組織づくり

例年実施している地区別総代懇談会に加え、組合員をはじめとする地域住民の意向を把握するため、京ベジFESTA2022にてLINEアプリを活用した来場者アンケートを実施しました。



◆ 「食と農」を担う人材の育成

2022年度は人材育成プログラムの一環としてJAバンク中央アカデミーやJA共済連が主催する研修に役員や管理職が参加しました。また、新たに管理職を対象とした研修を実施し、マネジメント層としての意識改革に取り組みました。その一方で、農業経験の少ない新採用職員に対して農業研修を実施し、農産物の栽培や収穫、販売を通じて都市農業への理解醸成を図りました。



◆ 未来に向けた健全経営の実践

事業管理費の圧縮と利便性向上を目的として、業務用スマートフォン及びビジネスチャットツールである「LINEWORKS」を導入しました。IT技術が目覚ましい発展を遂げている昨今、更なるICT環境の拡充を目指します。



経営理念・経営方針

当JAでは、以下の経営理念のもと、経営方針の実現に向け取り組んでおります。

◇ 経営理念

ふれあい、つながりを大切にし、
信頼の証である皆様との「絆」を深め、実りある未来を創造します

◇ 経営方針（2023年度）

1. 次世代・担い手との対話を通じ、持続可能な都市農業の確立に取り組みます。

伝統ある京野菜の歴史的背景や都市農業の多面的価値を活かし、都市農業の諸問題に対応していきます。JA京都市版GAP承認拡大の取組みや低価格資材の提案等を通じ、儲かる農業の支援に向けた取組みを強化します。

2. 地域との共生を見据えた組織基盤と事業基盤の確立を目指します。

組合員との繋がりとJAを拠点とした地域との連携を強化し、組合員の増員と取引の深化に向けた取組みを行います。昨年度は京ベジFESTA内で来場者にアンケートを実施し、当JAに期待する役割を伺いました。本年度は組合員へのアンケートや意見交換を実施し、さらに組合員の意向を反映した事業運営を目指します。

3. 経営基盤の確立に向けた健全経営と人材育成の強化に取り組みます。

総合事業を支えるJA経営基盤強化に向けて、店舗の再編整備や効率的な事業運営により健全かつ効率的で持続性のある経営を目指します。2023年度は正副部会長で構成された「明日のJA京都市を創る会」での答申内容を踏まえ、店舗再編計画の具体案の策定に取り組みます。また、組織の課題や組合員の多様なニーズに的確に対応できる職員の養成に先立ち、マネジメント層である管理職の資質向上を図ります。

4. 多様な情報チャネルを通じて、都市農業とJAへの理解醸成に努めます。

食と農を基軸にした協同組合としての社会的役割や都市農業の多面的価値の理解醸成に向け、ホームページやSNSなどの様々な媒体を活用した情報発信を積極的に行います。



経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者で組織された協同組合であり、組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成する「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青壮年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任の担当理事を置くとともに、農協法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。



事業の概況（2022年度）

損 益

信用事業では、貸出金利息や有価証券利息の増加により増益しましたが、共済事業において共済付加収入等が減益となり、人件費をはじめとする事業管理費が増加した結果、経常利益は3億59百万円となりました。一方、上鳥羽支店の土地を減損損失したものの当期剰余金は1億85百万円になり、土地再評価差額金取崩額を加算した結果、当期末処分剰余金は6億43百万円となりました。

これをもとに、組合員に対して、出資配当金・利用高配当金として79百万円を還元しました。

信 用

資金部門では、JAバンクアプリやネットバンク、メールオーダーなど非対面取引の利用拡大に取り組む一方で、取引状況に応じたATM手数料や個人ネットバンクの振込手数料の無料化など、優遇ポイントサービスの周知を通して利用者の利便性確保に努めました。また、事業利用の特典として地域の児童に向けた芋掘り体験や24区画のレクリエーション農園を開設し、食料生産にとどまらない農業の魅力を発信しました。貯金獲得において、年金受給の振込口座数と振込金額を意識した取組みを展開した結果、115件の口座純増と2億55百万円の増額となりました。

融資部門では、農業経営の安定・成長に向けて農業融資実施体制の強化を図りつつ、農業者ニーズに応じた資金供給を行いました。特に農業経営資金では農業生産に直結する資金需要に幅広く対応するとともに、相談機能強化によりライフプランサポートを通じて家計のメイン化を図った結果、金融機関貸付除く証書貸付金残高は644億円となりました。

共 濟

共済事業では、人生100年時代といわれる長寿社会を迎えた日本で、とりわけ認知症患者とその家族の不安や経済的負担を軽減する新商品である「認知症共済」を基軸に、環境変化の中で“前向きに生きる”ための「ひと保障」を組合員とともに考え、取り組みました。共済保障の価値を最も發揮する共済金請求では“寄り添う”活動を展開し、新型コロナウイルス感染症及び大雪等の自然災害による罹災対応を強化しました。また、コロナ禍を経てデジタル化が進展する中で、Webマイページ・JA共済アプリを活用し、24時間いつでもどこでもコンタクトできる強みを生かした事業の拡大に努めました。

営農経済

営農指導事業では、歴史的な円安や原料価格の高騰に端を発する農業の生産コスト上昇への対応に苦慮しました。肥料価格高騰に対しては、価格改定前に早期取りまとめ及び特別価格の緊急対策、輸入原料価格の影響を受けにくい混合堆肥複合肥料（エコレット）のキャンペーンを実施し、生産者のコスト負担を少しでも抑えることに努力しました。他方で、京都市をはじめとする各種補助事業を活用した野菜自動販売機等の導入を提案するとともに、JA京都市版GAPのPR資料を刷新し、儲かる農業の実現に向けた取組みを展開しました。このことにより生産資材取扱高は計画を達成し増益となり収支改善にも繋がりました。

出資金・自己資本

第1号組合員の増員並びに増資活動を8月から9月にかけて実施した結果、第1号組合員は208人の増員、出資金は59百万円の増額となりました。また、従来の広報誌・ホームページ・SNSでの発信に加え、都市農業とJA京都市への理解醸成を目的とした第3号組合員や地域住民向けの広報誌「Link（リンク）」を創刊するとともに、「一支店一企画」や「京ベジFESTA2022」等の特色ある企画を実施し、JA京都市の魅力発信と理解促進に努めました。

当JAの健全性を示す自己資本比率は、貸出金の伸長等によって分母にあたる信用リスクアセット額が内部留保を主とする自己資本の増加額以上に増加したこと、前年度から0.14ポイント減少し、18.60%となりました。

◇ 業務の適正を確保するための体制

当JAでは、組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくために、以下の通り内部統制に関する基本方針を策定し、適切な内部統制の整備・運用に努めています。

「内部統制」とは、JAが掲げる経営目標を達成するために、すべての役職員が守るべきルールや仕組みのことを指し、それらが適切に整備・運用されている必要があります。策定後も定期的に内容の適切性を見直し、より健全性の高い経営確保に努めてまいります。

内部統制に関する基本方針

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則・契約・定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルpline)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事、内部監査部署、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

<運用状況について>

研修会や知識向上プログラムを通じて組合の基本理念の浸透とコンプライアンス意識の向上に努めるとともに、ウェブ環境を活用した研修会では研修内容を記録し、適時自己研鑽ができる環境を構築しました。業務分掌を明確化することで、組織的かつ能率的な業務運営の体制を構築しています。理事会及び専門部会を定期的に開催するとともに、各店舗による自主検査の実施及び内部監査でチェックを行うことにより、組合の諸規程及び法令等の遵守、職場の秩序・規律の維持向上に取り組んでいます。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

<運用状況について>

「情報セキュリティ基本規程」及び「個人情報取扱規程」に基づき、職務上知り得た機密情報を適切に保存・管理するため、業務会議や管理職研修会で周知徹底に努めました。また、職場討議を通して個人情報取り扱いの更なる意識高揚に取り組むとともに、個人情報漏洩防止のため、人事異動の際にはアクセス権限の見直しを行っています。職務執行に係る情報については議事録等を作成し、保存・管理に努めるとともに、事務引継規程の全面改訂を行い、情報共有の徹底に取り組みました。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに、管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営を取り巻くリスク管理を行う。

<運用状況について>

「ALM委員会」「コンプライアンス委員会」の定期開催を通して経営リスク・損失リスクの把握・評価に努めるとともに、問題の早期発見・是正等リスク管理に取り組みました。また、営農経済事業における苦情報告基準を策定するとともに、理事会で定期的に協議・検討を行い、業務の適正性確保と健全性維持に取り組みました。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

＜運用状況について＞

「職制規程」により、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化するとともに、事務統一指針を刷新し、データ管理することでより効率的に活用できる環境整備に取り組みました。常務理事については事業部門別の専任制をとることにより、効率的な職務執行を推進しています。また、中期経営計画及び事業計画を策定し、各設定目標に対する進捗状況を定期的に管理しています。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通を図ることにより、効率的・効果的監査を支援する。

＜運用状況について＞

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援しています。

6. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー誌等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャー誌に記載する。

＜運用状況について＞

経理規程類及びその他法令に基づき、適切な会計処理を行っています。事業概況及び財務情報に関して、半期毎にJAレポート（ディスクロージャー誌）を作成するとともに、窓口や組合HPで開示し、組合員や地域住民等を含めた第三者が閲覧可能な体制にしています。また、会計、財務に関する専門的な知識を有する人材の育成に努めています。



農業振興活動

当JAは、農業者並びに地域住民の皆様が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営する協同組織であり、地域農業の活性化と地域社会への貢献に資する地域経済機関です。組合員や地域の皆様とともに、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

当JAの資金は、大半が組合員や地域住民の皆様からお預かりした大切な財産を原資とし、資金を必要とされている組合員の皆様や地方公共団体などにご利用いただいている。また、各種金融機能やサービスのご提供だけではなく、地域社会の一員として農業はもちろん地域社会の発展に貢献できるよう努めています。

◇ 地域密着型金融への取組み

農業者等の経営支援に関する取組方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割のひとつとして位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針を定めています。中小企業金融円滑化法は2013年3月末に期限を迎えたが、引き続きこれまでと同様に真摯かつ丁寧に対応いたします。また、新型コロナウイルス感染症により、皆様の資金繰りに重大な支障が生じないよう、既存債権の条件変更等を通じて柔軟に支援してまいります。

1. 当JAは、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当JAは、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- (2) 当JAは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当JAは、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 組合長以下、関係役員、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 「金融円滑化協議会」を設置し、金融円滑化の観点からの個別案件にかかる対応の適切性等に関する協議します。
 - (3) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (4) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融円滑化法に基づく措置実施状況

(2023年3月31日現在 単位：件、千円)

| | 中小企業者 | | 住宅資金借入者 | | 新型コロナウイルス感染症 | |
|-----------|-------|---------|---------|--------|--------------|--------|
| | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 |
| 条件変更申込債権数 | 12 | 658,158 | 1 | 20,510 | 2 | 15,590 |
| うち 実 行 | 11 | 596,158 | — | — | 2 | 15,590 |
| うち 謝 絶 | — | — | — | — | — | — |
| うち 審 査 中 | — | — | — | — | — | — |
| うち 取 下 げ | 1 | 62,000 | 1 | 20,510 | — | — |

農業者等の経営支援に関する取組み

当JAでは、各種農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や農業被害支援対策資金、再生可能エネルギー発電設備資金などの農業制度資金の取扱いを通じて、組合員の農業経営と生活をサポートしています。京都の食文化を守り、地域に安全・安心な農産物の提供や、担い手・後継者育成のための農業関係資金残高は2023年3月末で9億59百万円となっています。

地域貢献活動

◇ 社会貢献活動

当JAは、協同組織として、地域社会における公共的使命を担っています。大災害や伝染病等により危機的状況に陥った場合、早期の業務再開に加え、罹災された地域の方々の救済が可能な計画や態勢づくりに向か、2013年度に事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、適宜見直しを重ねながら、万が一の態勢を整えています。

事業継続計画基本方針

- 人命保護を最優先し、被害を最小化するよう努めます
- 備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます
- 重要な業務を継続し、社会的責任を果たすよう努めます

◇ 地域貢献情報

地域からの資金調達状況

組合員をはじめ利用者皆様からお預かりした貯金の残高は、2,446億13百万円（うち定期積金の残高は33億20百万円）となっています。

資格別貯金残高の内訳は右の表のとおりです。

貯金の資格別残高 (単位：百万円)

| 資 格 | 2023年3月末 |
|--------------------|-----------------------|
| 組 合 員 等 | 216,318 |
| そ の 他 | 28,295 |
| 合 計 (内、地域からの貯金) | 244,613 (232,272) |

地域への資金供給状況

組合員をはじめ利用者皆様への貸出金の残高は、725億85百万円となっています。

当JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応しています。

また、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備しています。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

資格別貸出金残高の内訳は右の表のとおりです。

貸出金の資格別残高 (単位：百万円)

| 資 格 | 2023年3月末 |
|----------------------|---------------------|
| 組 合 員 等 | 61,975 |
| そ の 他 (内、地方公共団体等) | 10,610 (8,000) |
| 合 計 (内、地域への貸出金) | 72,585 (62,957) |



リスク管理の状況

◇ リスク管理態勢

グローバル化の進展、金融業界の著しい進歩を背景に、金融機関をめぐる各種リスク（信用リスクや市場リスクなど）は、多様化・複雑化の度合いを増しています。また、金融機関が自己責任に基づいた経営を行い、経営の健全性を確保するためには、適切なリスク管理態勢を構築することが重要な課題となっています。

当JAでは、金融機関としての健全性を維持しつつ、安定的な収益を確保していくには、こうした様々なリスクを十分把握し、適切な運営・管理を行う包括的なリスク管理態勢を構築することが不可欠であると考え、各種リスクに対し的確かつ迅速に対応できる内部管理態勢の確立に取り組んでいます。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

通常の貸出取引については、本店にリスク管理部リスク管理課を設置し、各営業店舗と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等による償還能力など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。また、資産の健全性を維持・向上するため、自己査定を厳正に行ってています。自己査定結果を踏まえ、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に取り組んでいます。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替等の様々な市場のリスク要因の変動により、損失を被るリスクをいいます。主に金利リスク（市場の金利変動や期間のミスマッチにより損失を被るリスク）や価格変動リスク（債券等の価格変動により資産価格が減少するリスク）などがあります。

当JAでは、市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化や財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。特に、余裕金運用については「余裕金運用にかかるリスク管理要領」で基本的な考え方や体制等を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催し、理事会で決定した運用方針に基づく余裕金運用の状況や市場リスクの分析結果等を協議しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスク（予期しない資金の流出等により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク）や市場流動性リスク（市場の混乱等により取引ができず、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク）をいいます。

当JAでは「余裕金運用にかかるリスク管理要領」を定め、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めるとともに、投資判断の際に商品毎に異なる換金性を把握したうえで、運用方針の策定時等に検討を行っています。また、信用事業での調達資金は無制限に他事業に運用してはならない（農協法施行令第30条）点にも配慮し、適正な運用及び調達に努めています。

④ オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことをいいます。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務やシステム等に係る事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと位置づけています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程類を理事会等で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、事務ミスや事故、不正等により損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うための事務処理マニュアル類を整備するとともに、担当職員の研修会を定期的に実施し、厳正で的確な業務の執行と事務能力の向上を図っています。また、監事監査や監査室による無通告監査を通じて、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、事務事故の発生防止に取り組んでいます。事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査等により重点的なチェックを行い、再発防止に努めています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動等のシステム不備、あるいはシステムの不正使用により損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、「OAシステム運用管理規程」を定め、システムの安定稼働並びに万一の災害・障害等に備えています。また、信用事業事務は、JASTEMセンターで一括管理され、系統組織の流れに沿ったシステムで運営されています。当JAも系統ネットワークを構成する一員として、誤りのない適切な処理の徹底と迅速な対応を心掛けるとともに、オペレータカードや役席者カード等を厳格に管理し、システムの不正使用防止に取り組んでいます。

◇ コンプライアンス（法令等遵守）態勢

関係法令や社会的規範を遵守することは組織にとって当然のことであり、特に金融機関はその担っている業務内容から常に信頼感が要求され、コンプライアンスの重要性も一般企業以上に高くなければなりません。当JAでは、以下のコンプライアンス基本方針を掲げ、コンプライアンス態勢強化を最重要課題の一つと位置づけており、コンプライアンス・プログラムの策定と進捗管理を通じて、全役職員のコンプライアンス意識の向上に努めています。

これからも当JAは、役職員全員に高い倫理観が醸成されるよう倫理教育を充実させるとともに、めまぐるしく変化する経営環境に対応したコンプライアンス態勢の強化に取り組んでまいります。

また、コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事専務を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者及び担当者を設置しています。そのほか、通常のコンプライアンス担当ラインとは別に全役職員が相談並びに通報できるヘルpline窓口を設置し、法令違反等の不正行為に関するリスクを早期に発見し、不祥事の未然防止に努めています。

コンプライアンス基本方針

1. 当JAは、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズにこたえる事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当JAの役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って日常の業務を遂行する。
2. 当JAは、創意と工夫を活かした質の高いサービスと組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
3. 当JAは、関連する法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に基づき誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 当JAは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
5. 社会の秩序や安全性に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

コンプライアンス委員会

当JAのコンプライアンス全般にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行い、重要案件に対して対応方針を打ち出していく委員会。代表理事専務が委員長を務め、常務理事等が委員となっています。

コンプライアンス統括部署

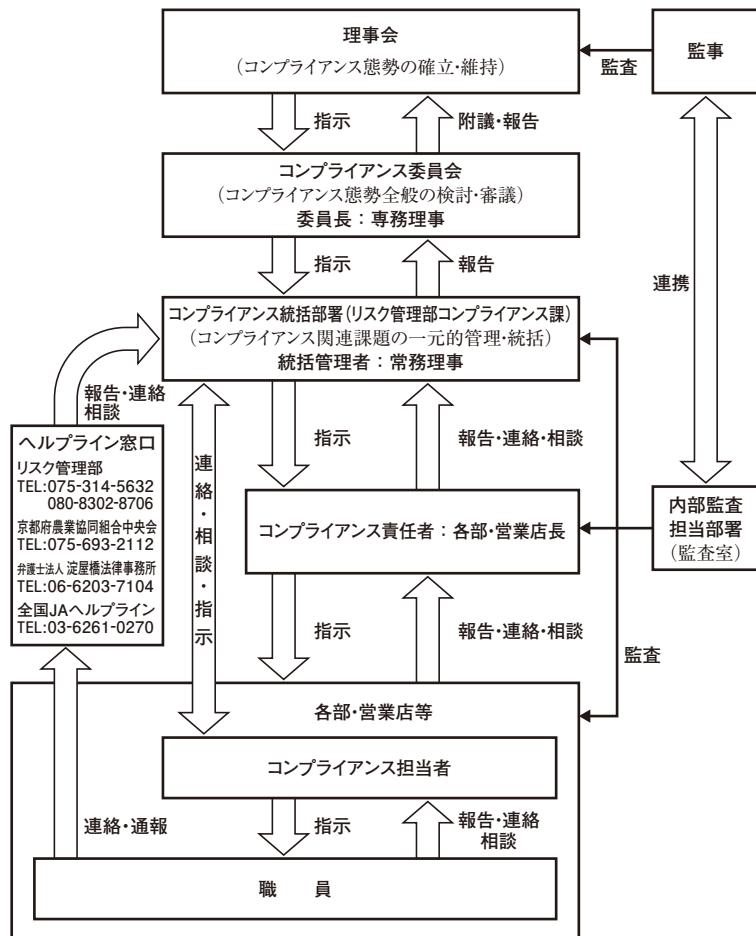
本店リスク管理部が統括管理部署となります。リスク管理部はコンプライアンスに関する企画・指導・支援を行うとともに、コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンスに関連する情報の収集・管理などを担当しています。

コンプライアンス責任者

本店各部・室長、営業店長がコンプライアンス責任者となります。コンプライアンス責任者はコンプライアンスに関する全般的な管理責任を負うとともに、コンプライアンス担当者に対し必要に応じて、指導・助言を行う役割を担っています。

コンプライアンス担当者

本店各部署の課長、営業店次長等がコンプライアンス担当者となります。コンプライアンス担当者はコンプライアンスの現場管理者として、法令や諸規範、就業規則等の遵守の日常点検、教育指導、本部への報告・相談等にあたり、コンプライアンスの徹底を図るとともに、問題がある場合はこれを是正し、対応策を講じていく役割を担っています。



■ コンプライアンス・マニュアルの制定

当JAでは、コンプライアンス態勢を有効に機能させるべく、2001年4月に「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に配付しました。

同マニュアルは、単に法令遵守にとどまらず、高い倫理観に基づいた行動規範と自己規律を謳い、その趣旨を踏まえた業務運営上の管理手順並びに役職員の行動原則を示しています。このマニュアルを活用するとともに様々な研修を通して、さらなる法令等遵守の徹底を図っています。

なお、同マニュアルは法改正などを踏まえ、適時改定・整備を行っており、今後も機に応じた法令等遵守態勢を確保し、その意識向上に努めてまいります。

コンプライアンス・マニュアル

J A 京 都 市

◇ 金融 A D R 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当JAの相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

電話番号：075-314-5631（本店 信用共済部）

075-754-6176（本店 営農経済部）

075-314-0898（本店 総務企画部）

受付時間：9:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

信用事業

京都弁護士会紛争解決センター

電話番号：075-231-2378

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

東京弁護士会紛争解決センター

電話番号：03-3581-0031

受付時間：9:30～12:00、13:00～16:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電話番号：03-3595-8588

受付時間：10:00～12:00、13:00～16:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電話番号：03-3581-2249

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

兵庫県弁護士会紛争解決センター

電話番号：078-341-8227

受付時間：10:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く。）

詳しくは弁護士会にお尋ねください。)

公益社団法人民間総合調停センター

J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。

上記弁護士会の利用に際しては、当JAの相談・苦情等受付窓口または次頁の一般社団法人JAバンク相談所にお申し出ください。

なお、京都弁護士会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・兵庫県弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立て頂くことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聴いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

① 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

② 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的な内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センターにお問い合わせください。

また、弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けておりますので、当JAの相談・苦情等受付窓口にご相談下さい。

一般社団法人 JAバンク相談所（一般社団法人 JAバンク・JFマリンバンク相談所）

電話番号：03-6837-1359

受付時間：9:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電話番号：03-5368-5757

受付時間：9:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

ホームページ：<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

※自動車事故の賠償にかかるものは、お取扱いしていません。

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

電話番号：0120-159-700

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始除く）

ホームページ：<https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

電話番号：075-231-2378（京都支部）

受付時間：9:30～12:00、13:00～15:30 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日除く）

ホームページ：<https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

電話番号：06-6227-0277（大阪支部）

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00 月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日・年末年始除く）

ホームページ：<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

電話番号：03-3580-9841

ホームページ：<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

J A共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせも電話で受け付けています。

J A共済相談受付センター（JA共済連全国本部）

電話番号：0120-536-093

受付時間：9:00～18:00 月曜日～金曜日

9:00～17:00 土曜日（日曜・祝日・年末年始を除く）

◇ 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告・助言などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は当JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。監査結果の概要は定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇ 金融商品の勧誘方針

「消費者契約法」や「金融商品の販売等に関する法律」を踏まえ、当JAでは関係書式の適正化に努め、この法律の本旨である『お客様の側に立った適切かつ誠実で公正な勧誘』の姿勢をさらに明確にしています。当JAでは、以下の通り「金融商品の勧誘方針」を制定し、お客様に対する的確な商品内容の説明や適正な勧誘等、金融機関に求められる義務の周知・徹底を図っています。

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力への対応に関する基本方針

当JAは、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、2007年6月19日開催の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

1. 運営等

当JAは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当JAの特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. マネー・ローンダリング等の防止

当JAは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 反社会的勢力等との決別

当JAは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 組織的な対応

当JAは、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 外部専門機関との連携

当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 個人情報保護方針

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当JAは、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものといい、以下も同様とします。

また、当JAは、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当JAは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当JAは、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じて従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当JAは、匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当JAは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当JAは、保有個人データ等につき、法令に基づき、ご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当JAは、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し、迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 繼続的改善

当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 情報セキュリティ基本方針

当JAは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが、当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であると認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 当JAは、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 当JAは、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- 当JAは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 当JAは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 当JAは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。



自己資本の充実の状況

◇ 自己資本比率の状況

自己資本比率は、経営の健全性や安全性を示す客観的な基準です。当該比率は、当JAを含む国内業務を行う金融機関において最低4%以上でなければなりません。また、系統金融機関で構成するJAバンクの自主ルールでは、当該比率を8%以上と定め、JAバンクとしての健全性確保を要請しています。

加えて、2013年度より新たなバーゼル規制が導入されました。この規制は「バーゼルⅢ」と呼ばれ、前規制のバーゼルⅡと比較して、自己資本額の考え方の基礎となる基準が大幅に変更されました。具体的には、コア資本という概念が導入されたことや、その他有価証券評価損や土地再評価差額金が資本不算入となったことが挙げられます。これら規制強化の背景には、2008年から2009年にかけて発生したリーマンショックを発端とする世界的金融危機があります。仮に金融機関が経営危機に陥った場合でも、十分な自己資本を蓄えていれば損失を補填し危機を回避できたことから、バーゼルⅢによる規制強化が実施される運びとなりました。規制強化の柱は、資本の質と量の見直しであり、自己資本比率をより厳格に算出することが求められています。さらに、前規制からの円滑な移行確保の観点から設けられた経過措置により、算出基準が段階的に引き下げられ、当JAでは2023年度に移行が完了する見通しです。

なお、2022年度の概要は、前年度に比べ分母にあたるリスク・アセットの額の合計額が16億34百万円増加し、分子にあたる自己資本の額が1億76百万円増加しました。貸出金の伸長によって、分母にあたる信用リスク・アセット額が内部留保を主とする自己資本の増加額以上に増加したこと、自己資本比率は昨年度と比較して0.14ポイント減少し18.60%となりました。新BIS方式の最低基準4%及びJAバンク自主ルール8%を大きく上回っており、依然として安定性の高い財務構成を維持しています。今後とも健全経営に徹し、自己資本比率の向上に努めます。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の皆様の普通出資のほか、利益準備金等の内部留保によっています。

○ 普通出資による資本調達額

| 項目 | 内容 | |
|-------------------|-------------|-------------|
| | 2021年度 | 2022年度 |
| 発行主体 | 京都市農業協同組合 | 京都市農業協同組合 |
| 資本調達の手段 | 普通出資 | 普通出資 |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 4,568,552千円 | 4,643,188千円 |
| 配当率 | 0.8% | 0.8% |

また、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積増しにより自己資本の充実に努めています。



主な事業内容

J Aでは、皆様の日常生活に欠かせない信用、共済、営農経済事業などを総合的に展開しています。一般的な営利企業とは本質的に異なり、相互扶助を基本に活動することにより、組合員や地域住民の生活向上に努めています。以下に、主な事業概要についてご案内致します。

信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。J A、信連（信用農業協同組合連合会）、農林中央金庫は三者一体となって「JAバンクシステム」を構築し、実質的に1つの金融機関として機能することにより、良質で高度な金融サービスの提供に取り組んでいます。

貯 金

組合員はもちろん、地域の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

普通貯金・当座貯金・定期貯金・定期積金・総合口座などの各種貯金をお取り扱いしています。

| 種類 | 特色 | お預入期間 | お預入金額 |
|------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合口座 | 普通貯金 スーパー定期貯金 期日指定定期貯金 変動金利定期貯金 | 家計のメイン口座として1冊の通帳で、お給料や公的年金等の自動受取、公共料金等の自動支払、各種定期貯金のお預け入れ、必要なときには自動借入もできる万能口座です。なお、お借入限度額は預入定期貯金の90%で最高200万円です。 自由に出し入れができ、各種サービスがご利用頂けます。貯金保険制度により全額保護される「無利息型」もあります。 | 出し入れ自由 自動継続 1 円以上 |
| | 普通貯金 | 小切手・手形での決済ができ、企業や商店の資金管理に最適です。貯金保険制度により全額保護されます。 | 出し入れ自由 1 円以上 |
| | 新貯蓄貯金 | 5つの基準残高に応じて、金利が段階的に高くなる貯金です。毎日の最終残高が基準残高以上となった期間は、適用金利が変わります。 | 自由 1 円以上 |
| | 成年後見支援貯金 | 成年被後見人の日常的に使用しない金銭をお預け入れいただく貯金です。口座開設時等に、家庭裁判所の指示書が必要です。 | お引き出し時は納税時 5 万円以上 |
| | 納税準備貯金 | 納税資金の準備のための貯金です。利息は非課税です。 | 7 日以上 1 円以上 |
| | 通知貯金 | 短期運用に好適な貯金です。なお、払戻し2日前までにご通知頂きます。 | 5 万円以上 |
| 定期貯金 | スーパー定期貯金 期日指定定期貯金 変動金利定期貯金 大口定期貯金 | 市場金利を反映した高利回りの定期貯金です。3・4・5年（個人のみ）ものは半年複利で、さらに有利です。 1年の据置期間後なら、ご自由に満期日の指定ができるほか、一部支払いの取扱もできます。 市場実勢を反映して、6ヶ月毎に金利が変動する自由金利型の商品です。 市場金利を反映し、大口資金の運用に最適な高利回りの定期貯金です。 | 1ヵ月以上 5年以内 最長3年 据置期間1年 1年以上 3年以内 1ヵ月以上 5年以内 1,000万円以上 |

| 種類 | | 特色 | お預入期間 | お預入金額 |
|------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 定期貯金 | 積立式 | エンドレス型 | 期間を定めずマイペースで積み立て、将来に備えてまとまった資金を貯金できます。 | 自由 |
| | | 満期型 | 目標日に合わせて、必要な資金を貯えるのに便利な定期貯金です。 | |
| | 年金型 | 積み立てた資金を定期的（年1回、年2回、年4回）にお受け取りができる年金タイプの定期貯金です。 | | 積立期間1年以上 据置期間2ヶ月以上 10年以内 受取期間3ヶ月以上 20年以内 |
| 財形貯金 | 一般財形貯金 | 勤労者の生活設計のために給与・賞与から天引きし、計画的にお預け頂く貯金です。1年を経過しますと一部払出しが可能となります。 | | 3年以上 |
| | 財形年金貯金 財形住宅貯金 | 勤労者が退職後の豊かな生活を送るための財産づくりができる財形年金貯金と、住宅の取得・増改築のための資金を積み立てることを目的とした財形住宅貯金があります。財形年金貯金と財形住宅貯金を合算して、550万円までの非課税貯蓄の特典を利用できる有利な貯金です。 | | 5年以上 |
| 定期積金 | 定期積金式 | ライフプランに合わせて毎月一定額を掛け込む積金です。掛け期間は自由です。 | | 6ヶ月以上 5年以内 |
| | 目標式 | 最初に目標額を定めて毎月一定額を掛け込む積金です。掛け期間は自由です。 | | |

各種金融機関サービス手数料（消費税10%を含みます）

| 項目 | 単価 | 手数料金額 | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 手形用紙交付手数料 | 1冊当たり（25枚） | 5,500円 | |
| 小切手用紙交付手数料 | 1冊当たり（50枚） | 5,500円 | |
| 自己宛小切手発行手数料 | 1通当たり | 550円 | |
| 署名判印刷サービス登録手数料 | 登録・変更時 | 5,500円 | |
| 通帳・証書再発行手数料 | 1冊又は1通当たり | 1,100円 | |
| 残高証明等各種証明書発行手数料 | 3ヶ月以内・1通当たり 3ヶ月超・1通当たり | 220円 550円 | |
| 取引推移証明書・取引明細書発行手数料 ※実費金額（電算センターへの照会手数料）を加算します。 | 3ヶ月以内・1通当たり 3ヶ月超・1通当たり | 実費+220円 実費+550円 | |
| 個人情報開示手数料 | 1通当たり | 1,100円 | |
| I C キャッシュカード再発行・更改手数料 （「J A カード一体型」を含む） | 1枚当たり | 1,100円 | |
| 国債・証券口座管理料 | 1口座 1ヶ月 | 110円 | |
| 円貨両替手数料（窓口扱い） ※組合員の方は500枚まで無料です。 ※取扱い枚数は持込枚数合計または 実質的に両替となる取引を含みます。 ※無料は1日1回限りです。 | なし 口座あり | 500枚まで 501枚から500枚毎に 10枚まで 11~49枚まで 50~500枚まで 501枚から500枚毎に | 550円 +550円 無料 330円 550円 +550円 |
| 未利用口座管理手数料 ※対象となる口座は、2021年10月1日以降に新規開設され、 未利用期間2年以上かつ残高10,000円未満の普通貯金口座（総合口座を含む）および新貯蓄貯金口座。 | 年額 | 1,320円 | |

融資

組合員への融資をはじめ、地域の皆様の暮らしや農業者・事業主の皆様の事業に必要な資金をご融資しています。また、住宅金融支援機構・(株)日本政策金融公庫などの融資申込みのお取り次ぎもしています。

| 種類 | 特色 | ご融資金額 | ご融資期間 |
|---------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 営農資金 | 農業経営の合理化、その他農業経営に必要な資金にご利用頂けます。 | 理事会決議 限度額以内 | 20年以内 |
| 農業経営資金 | 農地の購入等農業経営に必要な資金にご利用頂けます。他金融機関からの借換も可能です。 | 5,000万円以内 | 20年以内 |
| 新規就農応援資金 | 新規就農の方を対象に、農業経営にかかる設備・運転資金としてご利用頂けます。 | 1,000万円以内 | 12年以内 |
| 農業被害支援対策資金 | 自然災害などにより農業被害を受けたときの経営再建資金としてご利用頂けます。 | 200万円以内（個人） 500万円以内（法人・任意団体） | 3年以内 |
| 再生可能エネルギー発電設備資金 | 農業生産に係る資産を活用して行う再生可能エネルギー事業資金としてご利用頂けます。 | 3,000万円以内（個人） 5,000万円以内（法人・任意団体） | 7年以内 (余剰売電) 17年以内 (全量売電) |
| 住宅ローン | マイホーム資金としてご利用頂けます。 | 1億円以内 | 40年以内 |
| リフォームローン | マイホームの増改築・改装・補修等幅広くご利用頂けます。 | 1,500万円以内 | 15年以内 |
| 賃貸住宅ローン | 共同住宅・店舗付共同住宅等の建設・改修資金にご利用頂けます。 | 4億円以内 | 30年以内 |
| 資産活用ローン | 貸店舗、貸事務所、貸倉庫、貸駐車場等の建設・造成改修にご利用頂けます。 | 4億円以内 | 30年以内 |
| 賃貸リフォームローン | 共同住宅等の改装・補修等にご利用頂けます。 | 500万円以内 | 10年以内 |
| 一般資金 | 農業経営、農地取得、事業資金など様々な資金にご利用頂けます。 | 10億円以内 | 35年以内 |
| マイカーローン | マイカー、オートバイの購入資金や車検・点検費用等の資金としてご利用頂けます。 | 1,000万円以内 | 10年以内 |
| 教育ローン | 入学金や授業料等学校への納入資金にご利用頂けます。 | 1,000万円以内 | 15年以内 |
| 福祉ローン (多目的型) | 介護機器の購入等の資金にご利用頂けます。 | 500万円以内 | 10年以内 |
| 福祉ローン (リフォーム一般型) | 介護を伴う既存住宅の増改築資金にご利用頂けます。 | 1,000万円以内 | 15年以内 |
| 多目的ローン フリーローン | トラベル・ブライダル等必要な生活資金にご利用頂けます。 | 500万円以内 | 10年以内 |
| 相続税納税資金 | 相続税納税資金としてご利用頂けます。 | 5億円以内 | 20年以内 |
| J Aカードローン | 約定返済型ローンとして、ご融資限度額の範囲内で幅広くご利用頂けます。 | 500万円以内 | 20歳以上 70歳未満 |
| 受託貸付金 | 住宅資金、進学資金にご利用頂くため、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫等の各種制度資金のお取次ぎをしています。 | | |

(注) 保証会社によって条件が異なるため、ご融資金額並びに期間は最大値を記載しています。

融資関連手数料（消費税10%を含みます）

| 項目 | | | | 手数料金額 |
|-------------------------------------------------|---------|----------------------------------------|---------|---------|
| 貸付金線上償還手数料 ※貸付期間1年以上の長期分割弁済 債権の線上償還に限ります。 | | 一部線上償還 | | 1回当たり |
| 全額 線上 償還 | 借入後3年以内 | 〃 | 〃 | 3,300円 |
| | 〃5年以内 | 〃 | 〃 | 3,300円 |
| | 〃7年以内 | 〃 | 〃 | 2,200円 |
| | 〃7年超 | 〃 | 〃 | 1,100円 |
| 貸付条件変更・金利軽減手数料（既存分） | | 無料 | | 無料 |
| 貸付実行事務手数料（住宅ローンのみ） | | 〃 | | 5,500円 |
| 固定金利選択型住宅ローン 初回除く固定金利選択時の手数料 | | 固定金利から固定金利を選択するとき 変動金利から固定金利を選択するとき | | 33,000円 |
| 固定金利選択型住宅ローン 線上償還手数料 | | 固定金利特約期間中の 一部線上償還 | 全額線上償還 | 5,500円 |
| | | 22,000円 | 33,000円 | |

為替

全国のJA・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替ネットワークで結び、当JAの窓口を通して全国どの金融機関へでも安全・確実・迅速に振込や送金ができる内国為替をお取り扱いしています。

為替手数料（消費税10%を含みます）

「※印」：組合員（ご本人）は、手数料220円を軽減します。

| 種別 | | 区分 | 同一店舗宛 | 当JA 本支店宛 | 系統機関 | 他金融機関 | |
|--------------|-----------------------|-------|----------------|----------------|----------------------|-------|--|
| 送金手数料 | | 1件につき | — | 220円 | 440円 | 660円 | |
| 窓口振込手数料 | 電信扱い | 3万円未満 | 無料 | 無料 | 府内 220円 府外 440円 | ※550円 | |
| | | 3万円以上 | 220円 組合員は無料 | 220円 組合員は無料 | 府内 ※440円 府外 ※660円 | ※770円 | |
| | 文書扱い | 3万円未満 | — | 無料 | 府内 220円 府外 440円 | 440円 | |
| | | 3万円以上 | — | 220円 組合員は無料 | 府内 ※440円 府外 ※660円 | ※770円 | |
| インターネットバンキング | 定期自動振込 | 3万円未満 | 無料 | 無料 | 220円 | 440円 | |
| | | 3万円以上 | | | 440円 | 660円 | |
| | 個人 | 3万円未満 | | | 110円 | 330円 | |
| | | 3万円以上 | | | 220円 | 550円 | |
| | 振込手数料 (1件につき) | 3万円未満 | | | 110円 | 330円 | |
| | | 3万円以上 | | | 220円 | 550円 | |
| | 総合振込手数料 (1件につき) | 3万円未満 | | | 110円 | 330円 | |
| | | 3万円以上 | | | 220円 | 550円 | |
| | 給与・賞与振込手数料 (1件につき) | 3万円未満 | | | 無料 | 330円 | |
| | | 3万円以上 | | | 無料 | 550円 | |
| 代金取立手数料 | | 普通扱い | — | — | 660円 | 660円 | |
| | | 至急扱い | — | — | 880円 | 880円 | |
| 電子交換手数料 | | 先日付入金 | — | — | 660円 | | |
| 給与振込手数料 | | 1件につき | 無料 | 無料 | 無料 | 110円 | |

（注）視覚障がいまたはその他の障がいのため、ATMの振込が困難な利用者を対象に、窓口受付時の振込手数料について、ATMの手数料と同額といたします。

| 種 別 | 手 数 料 等 | | |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------|
| その他の諸手数料 | ・送金・振込の組戻料 1件 660円 ・電子交換取立手形組戻料 1通 660円 ・電子交換不渡手形返却料 1通 660円 ・取立手形店頭提示料 1通 660円 但し、660円を超える取立経費を要する場合は、その実費を加算します。 | | |
| インターネットバンキング利用手数料 | 個人 | 無 料 | |
| | 法人 | 基本サービス（照会、振替・振込） | 月額 1,100円 |
| | | 基本サービス+データ伝送サービス (総合振込・給与賞与振込、口座振替) | 月額 3,300円 |

その他の業務・サービス

当JAでは、オンラインシステムを利用して、各種自動受取りや自動支払いのほか、給与振込サービス・口座振替サービスなどを取り扱っています。

また、他の金融機関等（三菱UFJ銀行・ゆうちょ銀行・セブン銀行・イーネット・ローソン銀行）のATMと提携し、キャッシュサービス網を構築しています。その他にも、パソコン等から残高照会や振込ができるJAネットバンクや、スマートフォンで残高や入出金明細を簡単に照会できるJAバンクアプリ、ライフスタイルに合わせてお選び頂けるJAカードも取り扱っています。

各種サービス

| 種 類 | 特 色 |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 動 支 払 | 月々の公共料金やクレジットご利用代金などを口座より自動的に支払います。 |
| Pay-easy口座振替サービス | 一部口座振替の受付がキャッシュカードで行えるサービスです。お届け印の押印は不要です。 |
| 給 料 ・ 年 金 振 込 | 毎月の給料や各種年金が、簡単な手続きでお受取日に直接口座に振り込まれます。 |
| キャッシュサービス | J Aのキャッシュカードは全国のJAのほか、銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアのATMでご利用頂けます。また、偽造が困難なICチップを搭載し、より安全性の高いICキャッシュカードをお取扱いしております。 |
| デビットカードサービス | J Aのキャッシュカードはカードだけでお買物ができるデビットカード(J-Debit)にも対応し、代金は即時指定口座から引き落とされます。 |
| J A カ ー ド | 日本国内はもちろん、世界中のN I C O S ・ V I S A カード系列の加盟店でご利用頂けます。キャッシュカード機能が付いたJAカード[一体型]ならショッピングはもちろん、急なご入り用の際にも1枚で対応できます。 |
| J A ネ ッ ト バ ン ク | パソコン・携帯電話でお取り引きできます。残高照会や振込のお手続きなど、お気軽にご利用頂けます。セキュリティ対策も万全です。 |
| J A ネ ッ ト ロ ー ン | インターネットにより24時間365日マイカーローン、教育ローン、リフォームローン、多目的ローン、フリーローン、カードローンの仮申込みが行えます。 |
| J Aバンクメールオーダーシステム | インターネットによりお取引のない個人のお客様が普通貯金や総合口座の開設をお申込みできるサービスです。また、住所変更のお申込みも行えます。 |

その他の取扱い

| 種類 | 特徴 |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| i D e C o (個人型確定拠出年金) | 20歳以上65歳未満の方が加入できる私的年金制度です。月額5,000円から始められる長期積立て、税制優遇もあり、将来受け取るご自身の年金を増やすことを目指す仕組みです。 |
| 個人向け国債の窓口販売 | 個人向け国債には、3年固定金利型・5年固定金利型・10年変動金利型の3種類があり、いずれも1万円単位からご購入頂けます。 |

ATMご利用手数料（消費税10%を含みます）

◇当JAのATMをご利用の場合

| 利用時間 | | | J A | J Fマリン バンク | 三菱UFJ 銀行 | 提携金融機関 | ゆうちょ銀行 | キャッシング |
|------|-------------|------|-----|---------------|-------------|--------|--------|--------|
| 平日 | 8:00～8:45 | 出金 | 無 料 | 無 料 | 110円 | 220円 | 無 料 | 無 料 |
| | | 入金 | | | 取引対象外 | | | |
| | | 残高照会 | | | 無 料 | | | |
| | 8:45～18:00 | 出金 | | 無 料 | 110円 | 無 料 | 無 料 | 無 料 |
| | | 入金 | | | 取引対象外 | | | |
| | | 残高照会 | | | 無 料 | | | |
| | 18:00～21:00 | 出金 | | 無 料 | 110円 | 220円 | 110円 | 110円 |
| | | 入金 | | | 取引対象外 | | | |
| | | 残高照会 | | | 無 料 | | | |
| 土曜日 | 8:00～14:00 | 出金 | 無 料 | 無 料 | 110円 | 220円 | 無 料 | 無 料 |
| | | 入金 | | | 取引対象外 | | | |
| | | 残高照会 | | | 無 料 | | | |
| | 14:00～21:00 | 出金 | | 無 料 | 110円 | 220円 | 110円 | 110円 |
| | | 入金 | | | 取引対象外 | | | |
| | | 残高照会 | | | 無 料 | | | |
| 日・祝日 | 8:00～21:00 | 出金 | 無 料 | 110円 | 220円 | 110円 | 110円 | 110円 |
| | | 入金 | | 取引対象外 | | | | |
| | | 残高照会 | | 無 料 | | | | |

(注) 年末年始は手数料が変更となる場合があります。

◇当JAのキャッシュカードをご利用の場合

| 利用時間 | | 利用ATM | イーネット ローソン銀行 セブン銀行 | 三菱UFJ銀行 | ゆうちょ銀行 |
|-----------------|-------------|-------|--------------------------|---------|--------|
| | | | 出金・入金 | 出 金 | 出金・入金 |
| 平 日 | 8:00～8:45 | | 220円 | 110円 | 220円 |
| | 8:45～18:00 | | 110円 | 無 料 | 110円 |
| | 18:00～21:00 | | 220円 | 110円 | 220円 |
| 土曜日 | 8:00～21:00 | | 220円 | 110円 | 220円 |
| 日・祝日 | 8:00～21:00 | | 220円 | 110円 | 220円 |
| 年 末 (12月31日) | 8:00～21:00 | | 220円 | 110円 | 220円 |

(注) 残高照会は無料です。

| 種類 | 特色 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 終身共済 | 一生涯にわたり、万一のときや第一級後遺障害・重度要介護状態になった場合に、一時金をお受け取りいただける共済で、ご葬儀費用や残された大切なご家族の生活を守ることができます。事前に死亡共済金受取人を指定できるため、相続税納税資金の準備としても有効です。また、一時資金を活用して将来の安心を増やす一時払型、生前贈与の機能を追加した生存給付特則付一時払型、持病があっても簡単な告知で加入できる引受緩和型もあります。 |
| 医療共済 | 病気やケガによる日帰り入院から、まとまった一時金がお受け取りいただけるので、入院費用の備えはもちろん、通院・在宅医療などにも活用できます。手術・放射線治療や入院時諸費用など、ライフプランに合わせた保障内容を選択でき、先進医療保障を付加することで公的医療保険の対象とならない高度で高額な治療にも対応できます。病歴がある方や通院中の方であっても、簡単な告知で加入できる引受緩和型もあります。 |
| 養老生命共済 | 万一のときへの備えと満期共済金による計画的な貯蓄を両立できる共済です。 |
| こども共済 | 教育資金を計画的に準備できる共済で、共済契約者（親族）が万一のときはその後の掛金はいただきません。養育年金をお受け取りいただけるプランもあります。 |
| がん共済 | がんと闘うための安心を生涯にわたって手厚く保障する共済です。上皮内がんや脳腫瘍も対象としています。 |
| 介護共済 | 介護の不安が高まる高齢期にも対応した生涯の共済です。公的介護保険制度（要介護2以上）やJA共済独自基準により幅広い要介護状態に対応しています。 |
| 認知症共済 | 介護が必要となる原因の第1位である認知症を幅広く保障します。軽度認知障害（MCI）でも対象となるので、予防しながらしっかりと備えられます。 |
| 生活障害共済 | 病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入減少等に備えられる保障です。公的な身体障害者手帳制度と連動し、幅広い身体障害状態に対応しています。 |
| 特定重度疾病共済 | 三大疾病をはじめとする身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。一時金でお受け取りいただけるので、薬剤・通院・リハビリ等の継続的な治療にかかる様々な経済的負担に備えることができます。 |
| 予定利率変動型年金共済 | 老後の生活資金準備のための共済です。ご契約後6年目以降、その時の経済状況等に合わせて予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待でき、最低保証予定利率も設定されていますので安心です。 |
| 定期生命共済 | お手頃な共済掛金で万一を保障する共済です。ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。 |
| 建物更生共済 | 火災はもちろん、台風や地震など自然災害による損害も幅広く保障します。また掛け捨てではなく、満期共済金を一括又は分割でお受け取りでき、リフォームや家財の買い替えにもご活用いただけます。 |
| 火災共済 | 火災等の、もしもの災害に備えて住まいや家財を保障します。また、落雷や盗難による損傷のほか、給排水設備に生じた水濡れ損傷等にも幅広く保障します。 |
| 自動車共済 | 相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障等、万一の自動車事故を幅広く保障します。自賠責共済とセットで加入されると割引があります。 |
| 自賠責共済 | 法律ですべての自動車（二輪・原付を含みます）に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせない共済です。 |
| 傷害共済 | 事故・災害による万一のときや日常生活におけるケガまで幅広く保障します。 |
| 農業者賠償責任共済 | 生産から出荷・販売後まで、農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。 |

※「万一のとき」とは、死亡、第1級後遺障害の状態または所定の重度要介護状態に該当したときをいいます。

営農経済事業

営農指導

伝統ある京野菜を生産する都市型農業の生産者に対し、JA京都市版GAPの取り組みを進めると共に、品評会などの開催や担い手訪問活動により、優良な農産物の生産指導を行っています。また、生産者向けLINEアカウント「営農タイムリー」により、営農活動に必要な情報発信を行っています。

さらに、女性部の生活文化活動を通して、魅力ある組織活動の充実や、JAと組合員・組合員家族、地域住民との結びつきを強化し、地域住民のくらしと共生するJAを目指します。

また、組合員への教育広報活動として、広報誌「いっぷく」を年6回発行し、今年度より第3号組合員向け広報誌「Link（リンク）」を創刊し、都市農業の理解促進に努めています。

購買

農家組合員をはじめ地域の皆様に欠かせない生産資材（肥料・農薬・飼料・農業資材・農機具）や生活物資（自動車・お米・衣料品・日用品）にいたるまで、JAグループのスケールメリットを活かし、より良い品物を幅広く取り扱っているほか、農業機械の修理整備も行っています。

販売

新鮮で安全・安心な農産物が生産者から消費者へ流通するよう取り組んでいます。また、独自GAPの認証により、消費者に信頼される管内ブランド京野菜の販売促進に努めています。

利 用

トラクターやロールベーラ、ウッドチッパー等の農機の貸出を通じ、農産物の生産コスト削減に努めています。また、コイン精米機を6箇所に設置し、地域の皆様の利便性向上を促進しています。

◆ コイン精米機のご案内

【営業時間】毎日 8時～21時（年末年始除く） 【利用料】10kgあたり100円（税込）
(設置箇所については店舗等のご案内ページをご参照ください)

組織活動

J A京都市青壮年部・女性部・フレッシュユミズの組織が活発に活動できるよう支援し、JA運動の理解向上と共に、部員間の連携強化に取り組んでいます。

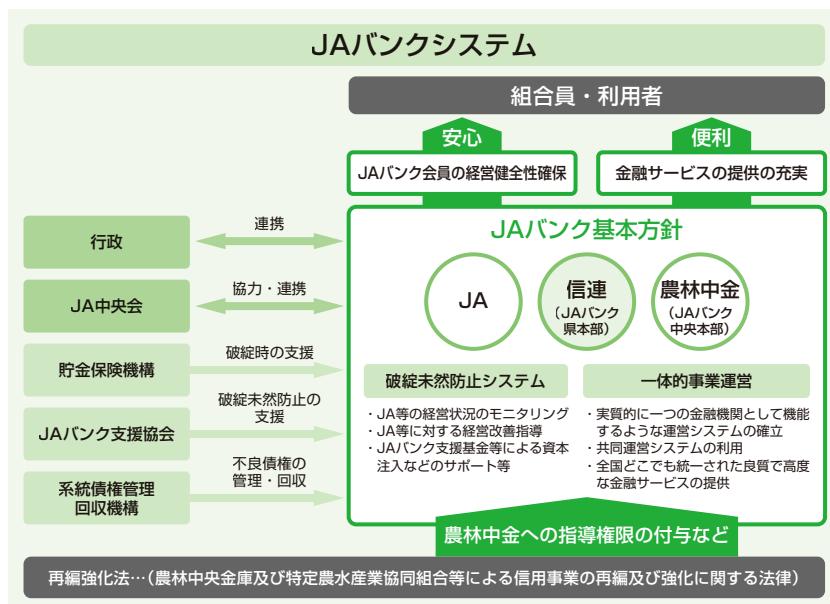
宅地等供給事業

組合員のより一層の生活向上と、次世代に安心して継承できる資産構成を確立するため、定期的に顧問弁護士等と連携した各種相談会やセミナーを開催し、土地等の有効活用に適切なアドバイスと情報の提供に取り組んでいます。また、ガレージ管理業務や土地売買等に係る仲介斡旋業務を通じ、組合員の事業支援に努めています。

◇ JAバンクの安心システムとは

「JAバンク」は全国に民間最大級の店舗網を展開しているJAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。JAバンクはグループ全体のネットワークと総合力で、地域の皆様にとって、より身近で便利、そして安心なメインバンクとなることを目指しています。

また、組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JAバンク会員が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。同システムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう早期の経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金（2022年3月末残高：1,652億円）」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

一方の「一体的事業運営」は、良質で高度な金融サービスを提供するため、全国統一ブランドの確立や商品開発力等の強化、システムとネットワークの一元化などを図ることで、JAバンクが一体となった事業推進を通じ、利用者皆様のニーズに的確にお応えするものです。

こうした「安全・安心」への取り組みによって、より信頼される金融機関を目指してまいります。

◇ JAバンク・セーフティーネットとは

皆様からお預かりした貯金は、先述の「破綻未然防止システム」と、公的制度である「貯金保険制度」との二重のセーフティーネットでお守りしています。貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しをできなくなった場合などに、貯金者等を保護することを目的とする制度です。なお、この制度を運営する農水産業協同組合貯金保険機構の責任準備金残高は、2022年3月末現在で4,627億円となっています。

当JAにおいても自助努力を怠らず、財務体質の強化はもとより、リスク管理の徹底による経営健全性の確保に努めています。





損益計算書

(単位：千円)

| | 2021年度 | 2022年度 |
|----------------|------------------|------------------|
| 事業総利益 | 2,320,568 | 2,277,646 |
| 事業収益 | 2,965,914 | 2,914,982 |
| 事業費用 | 645,346 | 637,336 |
| 信用事業収益 | 1,583,283 | 1,647,703 |
| 資金運用収益 | 1,526,660 | 1,534,513 |
| (うち預金利息) | (827,838) | (770,937) |
| (うち有価証券利息) | (63,989) | (85,985) |
| (うち貸出金利息) | (596,517) | (639,870) |
| (うちその他受入利息) | (38,316) | (37,720) |
| 役務取引等収益 | 33,708 | 31,908 |
| その他経常収益 | 22,916 | 81,282 |
| 信用事業費用 | 206,876 | 202,348 |
| 資金調達費用 | 95,175 | 89,580 |
| (うち貯金利息) | (83,622) | (72,672) |
| (うち給付補填備金繰入) | (2,378) | (2,852) |
| (うちその他支払利息) | (9,175) | (14,056) |
| 役務取引等費用 | 21,306 | 22,220 |
| その他経常費用 | 90,395 | 90,548 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (2,352) | (—) |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (—) | (△ 46) |
| 信用事業総利益 | 1,376,407 | 1,445,355 |
| 共済事業収益 | 764,092 | 647,371 |
| 共済付加収入 | 705,432 | 609,139 |
| その他の収益 | 58,660 | 38,232 |
| 共済事業費用 | 19,058 | 19,305 |
| 共済推進費 | 12,713 | 12,265 |
| 共済保全費 | 3,984 | 4,790 |
| その他の費用 | 2,361 | 2,250 |
| 共済事業総利益 | 745,034 | 628,066 |
| 購買事業収益 | 490,656 | 482,054 |
| 購買品供給高 | 461,607 | 455,035 |
| 購買手数料 | 23,251 | 22,146 |
| 修理サービス料 | 3,752 | 3,696 |
| その他の収益 | 2,046 | 1,177 |
| 購買事業費用 | 401,837 | 395,170 |
| 購買品供給原価 | 396,029 | 389,461 |
| 修理サービス費 | 2,020 | 1,265 |
| その他の費用 | 3,788 | 4,444 |
| (うち貸倒引当金繰入額) | (—) | (—) |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△ 0) | (△ 0) |
| 購買事業総利益 | 88,819 | 86,884 |
| 販売事業収益 | 1,249 | 1,242 |
| 販売手数料 | 1,032 | 1,046 |
| その他の収益 | 218 | 196 |
| 販売事業費用 | 159 | 155 |
| その他の費用 | 159 | 155 |
| 販売事業総利益 | 1,090 | 1,087 |

| | 2021年度 | 2022年度 |
|--------------------|------------------|------------------|
| 利用事業収益 | 7,378 | 8,121 |
| 利用事業費用 | 920 | 752 |
| 利用事業総利益 | 6,458 | 7,369 |
| 宅地等供給事業収益 | 117,971 | 127,008 |
| 宅地等供給事業費用 | 2,066 | 1,996 |
| 宅地等供給事業総利益 | 115,904 | 125,012 |
| 指導事業収入 | 1,613 | 1,801 |
| 指導事業支出 | 14,757 | 17,928 |
| 指導事業收支差額 | △ 13,144 | △ 16,128 |
| 事業管理費 | 2,021,040 | 2,033,307 |
| 人件費 | 1,402,239 | 1,407,261 |
| 業務費 | 322,194 | 329,948 |
| 諸税負担金 | 80,322 | 78,972 |
| 施設費 | 202,723 | 195,042 |
| その他事業管理費 | 13,562 | 22,084 |
| 事業利益 | 299,528 | 244,339 |
| 事業外収益 | 110,750 | 114,183 |
| 受取雑利息 | 630 | 633 |
| 受取出資配当金 | 96,277 | 99,017 |
| 賃貸料 | 1,793 | 1,793 |
| 貸倒引当金戻入益 | 0 | 0 |
| 雑収入 | 12,050 | 12,739 |
| 事業外費用 | — | — |
| 経常利益 | 410,278 | 358,522 |
| 特別利益 | — | 1,500 |
| 一般補助金 | — | 1,500 |
| 特別損失 | 125 | 121,255 |
| 固定資産処分損 | 0 | 53 |
| 固定資産圧縮損 | — | 1,500 |
| 減損損失 | 125 | 119,703 |
| 税引前当期利益 | 410,153 | 238,767 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 90,255 | 89,877 |
| 法人税等調整額 | △ 618 | △ 35,771 |
| 法人税等合計 | 89,637 | 54,106 |
| 当期剰余金 | 320,516 | 184,660 |
| 当期首繰越剰余金 | 357,428 | 371,864 |
| 土地再評価差額金取崩額 | — | 86,366 |
| 当期末処分剰余金 | 677,943 | 642,890 |

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益
及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した
「事業収益」「事業費用」を表示しています。



キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 2021 年 度 | 2022 年 度 | 科 目 | 2021 年 度 | 2022 年 度 |
|----------------------------|-------------|-------------|--------------------------------|--------------------|--------------------|
| 1. 事業活動によるキャッシュ・フロー | | | (その他の資産及び負債の増減) | | |
| 税引前当期利益 | 410,153 | 238,767 | その他資産の増減(△) | 44,634 | △ 8,830 |
| 減価償却費 | 66,285 | 62,613 | その他負債の増減(△) | 19,055 | 13,690 |
| 減損損失 | 125 | 119,703 | 未払消費税の増減額 | 8,715 | △ 8,715 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | 2,352 | △ 46 | 信用事業資金運用による収入 | 1,531,575 | 1,533,007 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | 400 | △ 1,489 | 信用事業資金調達による支出 | △ 106,355 | △ 89,469 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | △ 6,799 | 18,126 | 事業の利用分量に対する配当金の支払額 | △ 58,756 | △ 50,795 |
| その他引当金等の増減額(△は減少) | △ 12,733 | 6,670 | 小 計 | 3,754,458 | 1,985,241 |
| 信用事業資金運用収益 | △ 1,529,094 | △ 1,538,442 | 雑利息及び出資配当金の受取額 | 96,907 | 99,650 |
| 信用事業資金調達費用 | 95,175 | 89,580 | 法人税等の支払額 | △ 81,504 | △ 90,906 |
| 受取雑利息及び受取出資配当金 | △ 96,907 | △ 99,650 | 事業活動によるキャッシュ・フロー | 3,769,861 | 1,993,985 |
| 有価証券関係損益(△は益) | 2,434 | 3,929 | 2. 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 固定資産売却損益(△は益) | 0 | 53 | 有価証券の取得による支出 | △ 2,468,729 | △ 3,128,901 |
| 資産除去債務関連費用 | 82 | 31 | 有価証券の売却による収入 | 482,836 | 661,558 |
| (信用事業活動による資産及び負債の増減) | | | 固定資産の取得による支出 | △ 24,061 | △ 31,272 |
| 貸出金の純増(△)減 | △ 5,424,077 | △ 5,481,301 | 固定資産の売却による収入 | 3,860 | 3,924 |
| 預金の純増(△)減 | 9,000,000 | 5,600,000 | 補助金の受入による収入 | — | 1,500 |
| 貯金の純増減(△) | △ 471,809 | △ 455,028 | 外部出資による支出 | △ 451,770 | △ 570 |
| 信用事業借入金の純増減(△) | 200,000 | 1,500,000 | 外部出資の売却等による収入 | 100 | — |
| その他信用事業資産の増減(△) | △ 855 | △ 13,528 | 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 2,457,764 | △ 2,493,762 |
| その他信用事業負債の増減(△) | 132,583 | 499,653 | 3. 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| (共済事業活動による資産及び負債の増減) | | | 出資の増額による収入 | 58,777 | 119,899 |
| 共済資金の純増減(△) | △ 121,226 | 47,721 | 出資の払戻しによる支出 | △ 60,068 | △ 45,263 |
| 未経過共済付加収入の純増減(△) | △ 3,242 | △ 4,977 | 持分の取得による支出 | △ 94,891 | △ 112,316 |
| その他共済事業資産の増減(△) | 4,817 | 13,375 | 持分の譲渡による収入 | 71,465 | 96,458 |
| その他共済事業負債の増減(△) | △ 27 | △ 13 | 出資配当金の支払額 | △ 35,423 | △ 35,284 |
| (経済事業活動による資産及び負債の増減) | | | 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 60,140 | 23,495 |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増(△減) | 35,976 | 1,023 | 4. 現金及び現金同等物に係る換算差額 | — | — |
| 棚卸資産の純増(△)減 | 33,456 | △ 506 | 5. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額) | 1,251,957 | △ 476,282 |
| 支払手形及び経済事業未払金の純増減(△) | △ 1,476 | △ 9,904 | 6. 現金及び現金同等物の期首残高 | 2,498,687 | 3,750,644 |
| その他経済事業資産の増減(△) | △ 5 | △ 6 | 7. 現金及び現金同等物の期末残高 | 3,750,644 | 3,274,362 |



事業管理費の内訳

(単位：千円)

| 科 目 | | 2021 年 度 | 2022 年 度 | 増減額 |
|-----------------------|-----------------|-----------|-----------|---------|
| 人 件 費 | 役 員 報 酬 | 85,888 | 85,334 | △ 555 |
| | 給 料 手 当 | 1,027,589 | 1,032,281 | 4,692 |
| | うち賞与引当金繰入額 | 53,908 | 52,419 | △ 1,489 |
| | 法 定 福 利 費 | 192,538 | 194,760 | 2,222 |
| | 厚 生 費 | 7,793 | 4,377 | △ 3,415 |
| | 退 職 給 付 費 用 | 51,943 | 49,592 | △ 2,350 |
| | 退 職 金 共 濟 等 掛 金 | 32,062 | 33,806 | 1,744 |
| | 役 員 退 職 慰 労 金 | 465 | 53 | △ 412 |
| | 役員退職慰労引当金繰入額 | 3,962 | 7,058 | 3,096 |
| 計 | | 1,402,239 | 1,407,261 | 5,022 |
| 業 務 費 | 会 議 費 | 3,648 | 4,149 | 501 |
| | 宣 伝 広 告 費 | 6,960 | 10,727 | 3,767 |
| | 通 信 費 | 18,716 | 22,523 | 3,806 |
| | 印 刷 ・ 消 耗 品 費 | 31,439 | 29,905 | △ 1,534 |
| | 図 書 ・ 研 修 費 | 9,106 | 7,168 | △ 1,938 |
| | 業 務 委 託 費 | 249,036 | 251,108 | 2,072 |
| | 旅 費 | 3,289 | 4,368 | 1,079 |
| 計 | | 322,194 | 329,948 | 7,754 |
| 諸 税 負 担 金 | 租 税 公 課 | 63,091 | 61,428 | △ 1,662 |
| | 支 払 賦 課 金 | 16,450 | 16,473 | 23 |
| | 分 担 金 | 782 | 1,070 | 289 |
| | 計 | 80,322 | 78,972 | △ 1,350 |
| 施 設 費 | 減 億 償 却 費 | 66,285 | 62,613 | △ 3,672 |
| | 保 守 修 繕 費 | 26,662 | 29,767 | 3,105 |
| | 保 險 料 | 9,501 | 9,293 | △ 208 |
| | 水 道 光 熱 費 | 18,965 | 20,713 | 1,748 |
| | 賃 借 料 | 57,168 | 48,302 | △ 8,867 |
| | 消 耗 備 品 費 | 4,184 | 3,211 | △ 973 |
| | 車 両 費 | 6,585 | 7,312 | 728 |
| | 施 設 管 理 費 | 13,291 | 13,800 | 510 |
| | そ の 他 施 設 費 | 82 | 31 | △ 52 |
| 計 | | 202,723 | 195,042 | △ 7,681 |
| そ の 他 事 業 管 理 費 | | 13,562 | 22,084 | 8,522 |
| 事 業 管 理 費 合 計 | | 2,021,040 | 2,033,307 | 12,267 |



注記表（2021年度）

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券（株式形態の外部出資含む）の評価基準及び評価方法

- その他有価証券（当JAが保有する有価証券はすべて「その他有価証券」として保有しています。）
 - ・時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- なお、取得価額と債券金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品……総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、当JA利用のソフトウェアについては、JA内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領・経理規程及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、2次査定を本店の融資・経済の担当部署が行っています。さらに当該部署から独立した経理課が3次査定した結果を、監査室が検証したうえで、上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金支給内規に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

<収益認識関連>

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りです。



注記表（2022年度）

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券（株式形態の外部出資含む）の評価基準及び評価方法

- その他有価証券（当JAが保有する有価証券はすべて「その他有価証券」として保有しています。）
 - ・時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- なお、取得価額と債券金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品……総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、当JA利用のソフトウェアについては、JA内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領・経理規程及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、2次査定を本店の融資・経済の担当部署が行っています。さらに当該部署から独立した経理課が3次査定した結果を、監査室が検証したうえで、上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金支給内規に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

<収益認識関連>

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

〈2021年度〉

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業

コイン精米機や貸出用農機を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等へ役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(4) 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡し時点で収益を認識しています。

(5) 指導事業

指導事業のうち、組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業については、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しており、そのため表中の合計が一致しないことがあります。また、表示単位未満の科目については「0」で表示をしています。

8. 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、代理人取引に係る収益認識については、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

この結果、当事業年度の購買品供給高308,399千円、購買品供給原価285,148千円を控除し、購買手数料を23,251千円計上しています。

また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して、共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業

コイン精米機や貸出用農機を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等へ役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(4) 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡し時点で収益を認識しています。

(5) 指導事業

指導事業のうち、組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業については、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しており、そのため表中の合計が一致しないことがあります。また、表示単位未満の科目については「0」で表示をしています。

8. 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

(追加情報)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。

〈2021年度〉

【会計上の見積りに関する注記】

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 114,783千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、2022年3月に作成した中期3ヶ年計画を基礎に、中期的な業績見通しを考慮の上、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境およびJAの経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 125千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、2022年3月に作成した中期3ヶ年計画を基礎に、中期的な業績見通しを考慮の上、算出しており、2022年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及びJAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末機・共済端末機・電話機の全部、複写機・車両の一部については、リース契約により使用しています。

※オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものはありません。

2. 担保に供している資産

担保に供している資産はありません。

3. 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事・監事に対する金銭債権の総額 710,744千円

なお、理事・監事に対する金銭債務はありません。

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は23,029千円、危険債権額は50,146千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 117,211千円（繰延税金負債との相殺前）
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、2022年3月に作成した中期3ヶ年計画を基礎に、中期的な業績見通しを考慮の上、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及びJAの経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 119,703千円
(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、2022年3月に作成した中期3ヶ年計画を基礎に、中期的な業績見通しを考慮の上、算出しており、2022年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及びJAの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の圧縮記帳額

- 国庫補助金等により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,500千円であり、その内訳は、次のとおりです。
機械装置 1,500千円

2. リース契約により使用する重要な固定資産

- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末機・共済端末機・電話機の全部、複写機・車両の一部については、リース契約により使用しています。
※オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものはありません。

3. 担保に供している資産

担保に供している資産はありません。

4. 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事・監事に対する金銭債権の総額 1,124,830千円
なお、理事・監事に対する金銭債務はありません。

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

- (1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は21,528千円、危険債権額は78,085千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

〈2021年度〉

- (2) 債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

- (3) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は73,175千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(追加情報)

令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。
(令和4年3月31日施行)

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 1999年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 665,483千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。

【損益計算書に関する注記】

1. 減損損失

- (1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業用店舗については支店ごとに、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店共用部・松尾支店書類倉庫・上鳥羽支店山ノ本倉庫については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産としています。

- (2) 当期に減損を認識した固定資産は以下の通りです。

- ① 減損損失を計上した資産又は資産グループの概要及び減損損失の金額
(主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳)

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額 | |
|--------------------|-------|------|-------|------------|
| 久我支店 京都市伏見区久我東町 | 事業用店舗 | 償却資産 | 125千円 | 器具備品 125千円 |
| 合計 | | | 125千円 | |

- ② 減損損失の認識に至った経緯

久我支店については、当該店舗の事業利益が2期連続赤字を計上すると同時に、将来的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を当期に減損損失として計上しました。

- ③ 回収可能価額の算定方法

いずれの店舗も回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価評価額を基礎として算定しています。

2. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

(3) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は99,612千円です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 1999年3月31日
- 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 660,591千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額(路線価)に合理的な調整を行って算出しました。

【損益計算書に関する注記】

1. 減損損失

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業用店舗については支店ごとに、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店共用部・松尾支店書類倉庫・上鳥羽支店山ノ本倉庫については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、JA全体の共用資産としています。

(2) 当期に減損を認識した固定資産は以下のとおりです。

- ① 減損損失を計上した資産又は資産グループの概要及び減損損失の金額
(主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳)

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額 | |
|-----------------------|-------|----|-----------|--------------|
| 上鳥羽支店 京都市南区上鳥羽城ヶ前町 | 事業用店舗 | 土地 | 119,703千円 | 土地 119,703千円 |
| 合計 | | | 119,703千円 | |

② 減損損失の認識に至った経緯

上鳥羽支店は、市場価額の著しい下落があり、将来的に回収可能性を見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を当期に減損損失として計上しました。

③ 回収可能価額の算定方法

上鳥羽支店の回収可能価額は使用価値を採用しており、適用した割引率は6.3%です。

2. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を京都府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部リスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

ア. 市場リスクの管理体制

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

イ. 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が398,998千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを持む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を持む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体等へ貸付け、残った余裕金を京都府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部リスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

ア. 市場リスクの管理体制

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

イ. 市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が245,597千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

〈2021年度〉

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|-------------|-------------|----------|
| 預金 | 185,781,830 | 185,783,591 | 1,761 |
| 有価証券 | 11,792,470 | 11,792,470 | — |
| その他有価証券 | 11,792,470 | 11,792,470 | — |
| 貸出金 | 67,103,405 | | |
| 貸倒引当金 | △ 9,692 | | |
| 貸出金（貸倒引当金控除後） | 67,093,713 | 67,772,003 | 678,289 |
| 雜資産 | 4,778 | 4,778 | — |
| 資産計 | 264,672,791 | 265,352,842 | 680,051 |
| 貯金 | 245,067,885 | 245,119,676 | 51,791 |
| 借入金 | 12,200,000 | 12,185,539 | △ 14,461 |
| 負債計 | 257,267,885 | 257,305,215 | 37,330 |

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 雜資産には、職員厚生貸付金の金額を表示しています。

3. 雜資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「O I S」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 雜資産のうち、職員に対する貸付金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当JAの信用状態は実行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

| 種類 | 貸借対照表計上額 |
|------|-----------|
| 外部出資 | 7,767,388 |

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|-------------|-------------|----------|
| 預金 | 179,829,256 | 179,816,409 | △ 12,847 |
| 有価証券 | 13,754,950 | 13,754,950 | — |
| その他有価証券 | 13,754,950 | 13,754,950 | — |
| 貸出金 | 72,584,706 | | |
| 貸倒引当金 | △ 9,646 | | |
| 貸出金（貸倒引当金控除後） | 72,575,060 | 72,989,230 | 414,170 |
| 雑資産 | 3,314 | 3,314 | — |
| 資産計 | 266,162,580 | 266,563,903 | 401,323 |
| 貯金 | 244,612,858 | 244,631,190 | 18,332 |
| 借入金 | 13,700,000 | 13,653,797 | △ 46,203 |
| 負債計 | 258,312,858 | 258,284,987 | △ 27,871 |

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 雜資産には、職員厚生貸付金の金額を表示しています。

3. 雜資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほど重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 雜資産のうち、職員に対する貸付金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当JAの信用状態は実行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

| 種類 | 貸借対照表計上額 |
|------|-----------|
| 外部出資 | 7,767,958 |

〈2021年度〉

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| 種類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 185,781,830 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 | — | — | — | — | 1,000,000 | 10,900,000 |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | — | — | — | — | 1,000,000 | 10,900,000 |
| 貸出金 | 3,543,940 | 3,300,221 | 3,225,729 | 3,110,457 | 2,979,248 | 50,938,939 |
| 雑資産 | 252 | 2,227 | 132 | 1,056 | 36 | 1,075 |
| 合計 | 189,326,022 | 3,302,448 | 3,225,861 | 3,111,513 | 3,979,284 | 61,840,014 |

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）127,355千円については「1年以内」に含めています。

2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権93千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

3. 雜資産には、職員厚生貸付金の金額を表示しています。

(5) 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| 種類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金 | 240,567,784 | 2,239,092 | 1,880,258 | 267,072 | 113,678 | — |
| 借入金 | 2,600,000 | 2,800,000 | 3,200,000 | 3,600,000 | — | — |
| 合計 | 243,167,784 | 5,039,092 | 5,080,258 | 3,867,072 | 113,678 | — |

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価及び評価差額

その他有価証券

(単位：千円)

| 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価又 は償却原価 | 評価差額 |
|------------------------------------|--------------|----------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの | 国債 | 4,571,200 | 4,477,708 |
| | 地方債 | 1,755,080 | 1,699,388 |
| | 受益証券 | — | — |
| | 小計 | 6,326,280 | 6,177,096 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの | 国債 | 3,389,350 | 3,479,822 |
| | 地方債 | 193,840 | 194,533 |
| | 受益証券 | 1,883,000 | 2,000,000 |
| | 小計 | 5,466,190 | 5,674,356 |
| 合計 | 11,792,470 | 11,851,452 | △ 58,982 |

【退職給付に関する注記】

1. 退職給付に係る事項

(1) 退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づき、退職給付の一部に充てるため、京都府農林漁業団体職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。退職金共済制度の積立額は302,865千円です。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---------------|------------|
| 期首における退職給付引当金 | 713,823千円 |
| 退職給付費用 | 51,943千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 58,742千円 |
| 期末における退職給付引当金 | 707,024千円 |

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------|-----------|
| 退職給付債務 | 707,024千円 |
| 退職給付引当金 | 707,024千円 |

(4) 退職給付に関連する損益

| | |
|-------------------|----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 51,943千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金（注） | 32,062千円 |
| 退職給付費用 | 84,005千円 |

(注) 特定退職金共済制度への拠出金32,062千円は「人件費」で処理しています。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| 種類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 179,829,256 | — | — | — | — | — |
| 有価証券 | — | — | — | 1,000,000 | — | 13,400,000 |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | — | — | — | 1,000,000 | — | 13,400,000 |
| 貸出金 | 3,655,126 | 3,471,047 | 3,368,885 | 3,240,230 | 3,093,332 | 55,752,773 |
| 雑資産 | 2,131 | 36 | 36 | 36 | 36 | 1,039 |
| 合計 | 183,486,513 | 3,471,083 | 3,368,921 | 4,240,266 | 3,093,368 | 69,153,812 |

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）125,138千円については「1年以内」に含めています。
2. 雜資産には、職員厚生貸付金の金額を表示しています。

(5) 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| 種類 | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金 | 203,919,712 | 38,278,472 | 2,105,291 | 221,103 | 88,279 | — |
| 借入金 | 2,800,000 | 3,200,000 | 3,600,000 | 4,100,000 | — | — |
| 合計 | 206,719,712 | 41,478,472 | 5,705,291 | 4,321,103 | 88,279 | — |

- (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

【有価証券に関する注記】

1. 有価証券の時価及び評価差額

その他有価証券

(単位：千円)

| 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価又 は償却原価 | 評価差額 |
|------------------------------------|--------------|----------------|------------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの | 国債 | 507,300 | 487,301 |
| | 地方債 | 717,410 | 699,463 |
| | 受益証券 | — | — |
| | 小計 | 1,224,710 | 1,186,764 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの | 国債 | 9,580,950 | 9,933,288 |
| | 地方債 | 1,160,290 | 1,194,814 |
| | 受益証券 | 1,789,000 | 2,000,000 |
| | 小計 | 12,530,240 | 13,128,102 |
| 合計 | 13,754,950 | 14,314,866 | △ 559,916 |

【退職給付に関する注記】

1. 退職給付に係る事項

(1) 退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づき、退職給付の一部に充てるため、京都府農林漁業団体職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。退職金共済制度の積立額は324,986千円です。

(2) 退職給付引当金の期末残高と期末残高の調整表

| | |
|---------------|------------|
| 期首における退職給付引当金 | 707,024千円 |
| 退職給付費用 | 49,592千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 31,467千円 |
| 期末における退職給付引当金 | 725,150千円 |

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------|-----------|
| 退職給付債務 | 725,150千円 |
| 退職給付引当金 | 725,150千円 |

(4) 退職給付に関連する損益

| | |
|-------------------|----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 49,592千円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金（注） | 33,806千円 |
| 退職給付費用 | 83,398千円 |

(注) 特定退職金共済制度への拠出金33,806千円は「人件費」で処理しています。

〈2021年度〉

2. 農林年金統合に係る特例業務負担金の金額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金15,578千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された2022年3月現在における2032年3月までの特例業務負担金の将来見込額は159,524千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

| 繰延税金資産 | |
|---------------|--------------|
| 退職給付引当金 | 196,906千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 8,636千円 |
| 賞与引当金 | 15,013千円 |
| 賞与引当金に係る法定福利費 | 2,277千円 |
| 資産除去債務 | 2,783千円 |
| 減価償却超過額 | 18,560千円 |
| 未払事業税 | 5,542千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 16,426千円 |
| その他 | 2,196千円 |
| 小計 | 268,340千円 |
| (評価性引当額) | △ 153,557千円) |
| 計 | 114,783千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する費用 | △ 26千円 |
| 経済連・全農合併配当金 | △ 3千円 |
| 計 | △ 30千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 114,753千円 |

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|----------|
| 法定実効税率 (調整) | 27.85 % |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.47 % |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 3.27 % |
| 住民税均等割等 | 1.16 % |
| 評価性引当額の増減 | △ 1.85 % |
| 損金に算入する事業分量配当金 | △ 3.45 % |
| その他 | △ 0.05 % |
| 税効果適用後の法人税等の負担率 | 21.85 % |

【収益認識に関する注記】

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【キャッシュ・フロー計算書の注記】

1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

| | |
|-----------|-----------------|
| 現金及び預金勘定 | 187,230,644千円 |
| 定期性預金 | △ 183,480,000千円 |
| 現金及び現金同等物 | 3,750,644千円 |

2. 農林年金統合に係る特例業務負担金の金額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金15,721千円を含めて計上しています。なお、同組合より示された2023年3月現在における2032年3月までの特例業務負担金の将来見込額は139,549千円となっています。

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

| 繰延税金資産 | |
|---------------|--------------|
| 退職給付引当金 | 201,954千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 10,494千円 |
| 賞与引当金 | 14,599千円 |
| 賞与引当金に係る法定福利費 | 2,250千円 |
| 資産除去債務 | 2,792千円 |
| 減価償却超過額 | 16,622千円 |
| 未払事業税 | 5,518千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 155,937千円 |
| その他 | 2,197千円 |
| 小計 | 412,362千円 |
| (評価性引当額) | △ 295,151千円) |
| 計 | 117,211千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する費用 | △ 21千円 |
| 経済連・全農合併配当金 | △ 3千円 |
| 計 | △ 24千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 117,187千円 |

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

| | |
|----------------------|----------|
| 法定実効税率 (調整) | 27.85 % |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.93 % |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 5.77 % |
| 住民税均等割等 | 1.99 % |
| 評価性引当額の増減 | 0.87 % |
| 損金に算入する事業分量配当金 | △ 5.02 % |
| その他 | △ 0.19 % |
| 税効果適用後の法人税等の負担率 | 22.66 % |

【収益認識に関する注記】

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

【キャッシュ・フロー計算書の注記】

1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|-----------|-----------------|
| 現金及び預金勘定 | 181,154,362千円 |
| 定期性預金 | △ 177,880,000千円 |
| 現金及び現金同等物 | 3,274,362千円 |



剰余金処分計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 2021 年 度 | 2022 年 度 |
|--------------------|----------------|----------------|
| 1. 当期末処分剰余金 | 677,943 | 642,890 |
| 2. 剰余金処分額 | 306,079 | 269,287 |
| (1) 利益準備金 | 70,000 | 40,000 |
| (2) 任意積立金 | 150,000 | 150,000 |
| 施設整備充実積立金 | 100,000 | 130,000 |
| 経営安定化積立金 | 50,000 | 20,000 |
| (3) 出資配当金 | 35,284 | 36,256 |
| (4) 事業分量配当金 | 50,795 | 43,032 |
| 購買事業分量配当金 | 34,217 | 32,218 |
| 定期事業分量配当金 | 16,578 | 10,814 |
| 3. 次期繰越剰余金 | 371,864 | 373,603 |

(注) 1. 出資配当は次のとおりです。

2021年度 0.8% 2022年度 0.8%

2. 2021年度における事業の利用分量に対する配当の基準は次のとおりです。

購買品供給高のうち、肥料・農薬・農業機械・施設資材に対し、8 %の割合です。

定期貯金平均残高100万円以上に対し、0.015%の割合です。

2022年度における事業の利用分量に対する配当の基準は次のとおりです。

購買品供給高のうち、肥料・農薬・農業機械・施設資材に対し、7 %の割合です。

定期貯金平均残高100万円以上に対し、0.01%の割合です。

3. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準は次頁のとおりです。

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、教育、生活文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

2021年度 20,250千円 2022年度 18,960千円

目的積立金の積立目的等

| 科 目 | 積立目標額 | 内 容 |
|---------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信用事業基盤強化積立金 | 貯金の 1000分の10 | 信用事業基盤強化に必要な資金として、積み立てるものです。なお、信用事業の基盤に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合に限り、その減少額等の50%相当額の範囲内において、理事会に付議し取り崩すことができます。 |
| 電算対策特別積立金 | — | 電算システムの開発経費等、当期剩余金の5%以上を目標に積み立てるものです。なお、電算化に係る機器の設置又は推進経費等に限り、理事会に付議し取り崩すことができます。 |
| 施設整備充実積立金 | 出資金の 2分の1 | 組合経営の健全な発展と組合員の期待に応える施設設置に資する資金として、積み立てるものです。なお、施設の設置に限り、理事会に付議し取り崩すことができます。 |
| 協同組合運動推進資金積立金 | 2億円 | 農業振興と協同組合活動など事業内容を広く地域住民に周知するために必要な資金として、積み立てるものです。なお、協同組合運動推進資金に限り、理事会に付議し取り崩すことができます。 |
| 経営安定化積立金 | 10億円 | 安定した組合経営を確保する資金として、積み立てるものです。なお、貸倒損失や有価証券運用損、固定資産減損損失並びに会計基準の変更等により多額の支出を要した場合に限り、理事会に付議し取り崩すことができます。 |
| 周年記念事業積立金 | 30百万円 | 周年記念事業に必要な資金として、積み立てるものです。なお、当該記念事業の実施日の属する決算において全額取り崩すこととします。 |
| 自己改革推進積立金 | 50百万円 | 「農業者の所得向上」「農業生産の拡大の実現」「地域の活性化」の実現を目的とする自己改革を実践するために必要な資金として、積み立てるものです。なお、自己改革の実践に要する資金に限り、理事会に付議し取り崩すことができます。 |



部門別損益計算書

◇ 2021年度

(単位：千円)

| 区分 | 合計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通管理費等 |
|------------------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-------------|
| ① 事業収益 | 2,966,243 | 1,583,283 | 764,092 | 440,695 | 176,559 | 1,613 | |
| ② 事業費用 | 645,675 | 206,876 | 19,058 | 366,266 | 43,416 | 10,058 | |
| ③ 事業総利益① - ② | 2,320,568 | 1,376,407 | 745,034 | 74,429 | 133,143 | △ 8,445 | |
| ④ 事業管理費 | 2,021,040 | 1,137,187 | 501,577 | 202,979 | 144,939 | 34,357 | |
| ((5) うち減価償却費) | (66,285) | (37,297) | (16,451) | (6,657) | (4,754) | (1,127) | |
| ((5)' うち人件費) | (1,402,239) | (789,004) | (348,005) | (140,831) | (100,562) | (23,838) | |
| ※(6) うち共通管理費 | | 137,985 | 67,660 | 16,639 | 15,390 | 2,425 | △ 240,100 |
| ((7) うち減価償却費) | | (4,526) | (2,219) | (546) | (505) | (80) | (△ 7,875) |
| ((7)' うち人件費) | | (95,737) | (46,944) | (11,544) | (10,678) | (1,683) | (△ 166,586) |
| ⑧ 事業利益③ - ④ | 299,528 | 239,220 | 243,457 | △ 128,550 | △ 11,796 | △ 42,803 | |
| ⑨ 事業外収益 | 110,750 | 79,746 | 28,070 | 1,892 | 901 | 142 | |
| ※⑩ うち共通分 | | 8,075 | 3,960 | 974 | 901 | 142 | △ 14,051 |
| ⑪ 事業外費用 | — | — | — | — | — | — | |
| ※⑫ うち共通分 | | — | — | — | — | — | — |
| ⑬ 経常利益⑧ + ⑨ - ⑪ | 410,278 | 318,965 | 271,526 | △ 126,657 | △ 10,896 | △ 42,661 | |
| ⑭ 特別利益 | — | — | — | — | — | — | |
| ※⑮ うち共通分 | | — | — | — | — | — | — |
| ⑯ 特別損失 | 125 | 125 | — | — | — | — | |
| ※⑰ うち共通分 | | 0 | — | — | — | — | △ 0 |
| ⑱ 税引前当期利益 ⑬ + ⑭ - ⑯ | 410,153 | 318,840 | 271,526 | △ 126,657 | △ 10,896 | △ 42,661 | |
| ⑲ 営農指導事業分配額 | | 17,935 | 12,158 | 6,015 | 6,553 | △ 42,661 | |
| ⑳ 営農指導事業分配額後 税引前当期利益⑱ - ⑲ | 410,153 | 300,906 | 259,368 | △ 132,672 | △ 17,448 | | |

(注) 1. (6)、(10)、(12)、(15)、(17)は各事業に直課できない部分です。

2. 上記の事業収益、事業費用の合計欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、各事業間の内部損益（事業収益329千円、事業費用329千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等：(人頭割 + 人件費を除いた事業管理費割 + 事業総利益割) の平均値
- (2) 営農指導事業：(均等割 + 事業総利益割) の平均値

2. 配賦割合 (1. の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

| 区分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 合計 |
|--------|-------|-------|--------|---------|--------|-----|
| 共通管理費等 | 57.47 | 28.18 | 6.93 | 6.41 | 1.01 | 100 |
| 営農指導事業 | 42.04 | 28.50 | 14.10 | 15.36 | | 100 |

3. 部門別の資産

(単位：千円)

| 区分 | 合計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通資産 |
|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|-----------|
| 事業別の総資産 | 277,555,353 | 272,785,324 | 1,227,095 | 74,490 | 44,727 | — | 3,423,717 |
| 総資産(共通資産配分後) (うち固定資産) | 277,555,353 (2,909,351) | 274,752,935 (1,672,004) | 2,191,899 (819,855) | 311,753 (201,618) | 264,187 (186,489) | 34,580 (29,384) | |

(注) 部門別損益計算書の共通管理費等の配賦基準により、共通資産を配分しています。

◇ 2022年度

(単位：千円)

| 区分 | 合計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通管理費等 |
|------------------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-----------|
| ① 事業収益 | 2,915,300 | 1,647,703 | 647,371 | 445,291 | 173,134 | 1,801 | |
| ② 事業費用 | 637,654 | 202,348 | 19,305 | 369,832 | 34,673 | 11,496 | |
| ③ 事業総利益① - ② | 2,277,646 | 1,445,355 | 628,066 | 75,459 | 138,461 | △ 9,695 | |
| ④ 事業管理費 | 2,033,307 | 1,101,681 | 507,341 | 227,039 | 155,949 | 41,297 | |
| (⑤) うち減価償却費 | (62,613) | (33,925) | (15,623) | (6,991) | (4,802) | (1,272) | |
| (⑤') うち人件費 | (1,407,261) | (762,479) | (351,133) | (157,135) | (107,933) | (28,582) | |
| ※⑥ うち共通管理費 | | 161,074 | 71,604 | 21,065 | 19,107 | 2,867 | △ 275,716 |
| (⑦) うち減価償却費 | (4,960) | (2,205) | (649) | (588) | (88) | (△ 8,490) | |
| (⑦') うち人件費 | (111,480) | (49,557) | (14,579) | (13,224) | (1,985) | (△ 190,825) | |
| ⑧ 事業利益③ - ④ | 244,339 | 343,674 | 120,725 | △ 151,580 | △ 17,488 | △ 50,992 | |
| ⑨ 事業外収益 | 114,183 | 83,045 | 27,942 | 2,020 | 1,022 | 153 | |
| ※⑩ うち共通分 | | 8,619 | 3,832 | 1,127 | 1,022 | 153 | △ 14,754 |
| ⑪ 事業外費用 | — | — | — | — | — | — | |
| ※⑫ うち共通分 | | — | — | — | — | — | — |
| ⑬ 経常利益⑧ + ⑨ - ⑪ | 358,522 | 426,719 | 148,666 | △ 149,559 | △ 16,466 | △ 50,838 | |
| ⑭ 特別利益 | 1,500 | — | — | 1,500 | — | — | |
| ※⑮ うち共通分 | | — | — | — | — | — | — |
| ⑯ 特別損失 | 121,255 | 69,961 | 31,100 | 10,649 | 8,299 | 1,245 | |
| ※⑰ うち共通分 | | 69,961 | 31,100 | 9,149 | 8,299 | 1,245 | △ 119,755 |
| ⑱ 税引前当期利益 ⑬ + ⑭ - ⑯ | 238,767 | 356,758 | 117,566 | △ 158,709 | △ 24,765 | △ 52,084 | |
| ⑲ 営農指導事業分配賦額 | | 22,964 | 13,662 | 7,370 | 8,089 | △ 52,084 | |
| ⑳ 営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑱ - ⑲ | 238,767 | 333,794 | 103,904 | △ 166,078 | △ 32,853 | | |

(注) 1. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分です。

2. 上記の事業収益、事業費用の合計欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、各事業間の内部損益（事業収益318千円、事業費用318千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等：(人頭割 + 人件費を除いた事業管理費割 + 事業総利益割) の平均値
- (2) 営農指導事業：(均等割 + 事業総利益割) の平均値

2. 配賦割合 (1. の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

| 区分 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 合計 |
|--------|-------|-------|--------|---------|--------|-----|
| 共通管理費等 | 58.42 | 25.97 | 7.64 | 6.93 | 1.04 | 100 |
| 営農指導事業 | 44.09 | 26.23 | 14.15 | 15.53 | | 100 |

3. 部門別の資産

(単位：千円)

| 区分 | 合計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 共通資産 |
|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|-----------|
| 事業別の総資産 | 278,783,324 | 274,170,182 | 1,212,940 | 78,401 | 39,625 | — | 3,282,176 |
| 総資産(共通資産配分後) (うち固定資産) | 278,783,324 (2,752,831) | 276,087,630 (1,608,204) | 2,065,321 (714,910) | 329,159 (210,316) | 267,079 (190,771) | 34,135 (28,629) | |

(注) 部門別損益計算書の共通管理費等の配賦基準により、共通資産を配分しています。



財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの2022年4月1日から2023年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

2023年6月28日

京都都市農業協同組合
代表理事組合長 戸田秀司



会計監査人の監査及び名称

2022年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

(2023年7月1日現在)

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------|---------------------------|
| みのり監査法人 | 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階 |

◇ 利益総括表

(単位：千円、%)

| 項目 | 2021年 度 | 2022年 度 | 増減額 |
|--------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 資金運用収支 | 1,431,484 | 1,444,933 | 13,448 |
| 役務取引収支 | 12,402 | 9,689 | △ 2,713 |
| その他事業収支 | △ 67,479 | △ 9,266 | 58,213 |
| 信用事業粗利益 (信用事業粗利益率) | 1,443,886 (0.54) | 1,454,621 (0.55) | 10,735 (0.01) |
| 事業粗利益 (事業粗利益率) | 2,429,708 (0.88) | 2,353,173 (0.85) | △ 76,536 (△ 0.03) |
| 事業純益 | 408,668 | 319,866 | △ 88,803 |
| 実質事業純益 | 408,668 | 319,866 | △ 88,803 |
| コア事業純益 | 408,668 | 319,866 | △ 88,803 |
| コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。) | 408,668 | 319,866 | △ 88,803 |

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、事業のコア部分に係る利益「コア事業純益等」を開示しています。

◇ 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

| 項目 | 2021年 度 | | | 2022年 度 | | |
|---------|-------------|-----------|------|-------------|-----------|------|
| | 平均残高 | 利 息 | 利回り | 平均残高 | 利 息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 265,167,611 | 1,526,658 | 0.58 | 265,706,621 | 1,534,511 | 0.58 |
| うち預金 | 190,705,342 | 866,152 | 0.45 | 182,563,583 | 808,656 | 0.44 |
| うち有価証券 | 10,232,065 | 63,989 | 0.63 | 13,186,616 | 85,985 | 0.65 |
| うち貸出金 | 64,230,205 | 596,517 | 0.93 | 69,956,423 | 639,870 | 0.91 |
| 資金調達勘定 | 257,788,678 | 86,000 | 0.03 | 257,720,698 | 75,524 | 0.03 |
| うち貯金・定積 | 245,398,267 | 86,000 | 0.04 | 244,991,931 | 75,524 | 0.03 |
| うち借入金 | 12,390,411 | — | — | 12,728,767 | — | — |
| 総資金利ざや | | | 0.10 | | | 0.12 |

(注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価 (資金調達利回り + 経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、経営対策奨励金等奨励金が含まれています。

◇ 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

| 項目 | 2021年度増減額 | 2022年度増減額 |
|---------|-----------|-----------|
| 受取利息 | △ 87,758 | 7,853 |
| うち預金 | △ 122,452 | △ 57,496 |
| うち有価証券 | 8,907 | 21,996 |
| うち貸出金 | 25,786 | 43,354 |
| 支払利息 | △ 36,381 | △ 10,476 |
| うち貯金・定積 | △ 36,381 | △ 10,476 |
| うち借入金 | — | — |
| 差引 | △ 51,378 | 18,330 |

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、経営対策奨励金等奨励金が含まれています。



信用事業

◇ 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

| 種類 | | 2021年 度 | | 2022年 度 | | 増減額 |
|-------|------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|
| | | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 | |
| 当座性貯金 | 当座貯金 | 182,039 | 0.1 | 164,036 | 0.1 | △ 18,003 |
| | 普通貯金 | 70,621,777 | 28.8 | 74,959,511 | 30.6 | 4,337,734 |
| | 貯蓄貯金 | 51,075 | 0.0 | 48,486 | 0.0 | △ 2,589 |
| | 別段貯金 | 76,894 | 0.0 | 76,617 | 0.0 | △ 277 |
| | 計 | 70,931,785 | 28.9 | 75,248,650 | 30.7 | 4,316,865 |
| 定期性貯金 | 定期貯金 | 171,074,158 | 69.7 | 166,396,196 | 67.9 | △ 4,677,962 |
| | 定期積金 | 3,392,324 | 1.4 | 3,347,085 | 1.4 | △ 45,239 |
| | 計 | 174,466,482 | 71.1 | 169,743,281 | 69.3 | △ 4,723,201 |
| 合計 | | 245,398,267 | 100.0 | 244,991,931 | 100.0 | △ 406,336 |

◇ 定期貯金の金利条件別残高

(単位：千円、%)

| 種類 | | 2021年 度 | | 2022年 度 | | 増減額 |
|--------|--|-------------|-------|-------------|-------|-------------|
| | | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 | |
| 固定金利定期 | | 168,773,082 | 100.0 | 163,086,105 | 100.0 | △ 5,686,977 |
| 変動金利定期 | | 8,682 | 0.0 | 8,510 | 0.0 | △ 172 |
| 合計 | | 168,781,764 | 100.0 | 163,094,615 | 100.0 | △ 5,687,149 |

(注) 1. 固定金利定期とは、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金をいいます。

2. 変動金利定期とは、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金をいいます。

◇ 預金平均残高

(単位：千円、%)

| 種類 | | 2021年 度 | | 2022年 度 | | 増減額 |
|-----|------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|
| | | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 | |
| 系統 | 当座預金 | 1,759,293 | 0.9 | 1,878,217 | 1.0 | 118,924 |
| | 定期預金 | 188,943,836 | 99.1 | 180,683,288 | 99.0 | △ 8,260,548 |
| | 計 | 190,703,128 | 100.0 | 182,561,504 | 100.0 | △ 8,141,624 |
| 系統外 | 普通預金 | 2,214 | 0.0 | 2,078 | 0.0 | △ 135 |
| | 定期預金 | — | — | — | — | — |
| | 計 | 2,214 | 0.0 | 2,078 | 0.0 | △ 135 |
| 合計 | | 190,705,342 | 100.0 | 182,563,583 | 100.0 | △ 8,141,759 |

◇ 科目別貸出金平均残高

(単位：千円、%)

| 種類 | 2021年 度 | | 2022年 度 | | 増減額 |
|--------|------------|-------|------------|-------|-----------|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 | |
| 手形貸付金 | 410 | 0.0 | 2,233 | 0.0 | 1,823 |
| 証書貸付金 | 58,465,584 | 91.0 | 62,488,155 | 89.3 | 4,022,571 |
| 当座貸越 | 140,642 | 0.2 | 130,419 | 0.2 | △ 10,223 |
| 金融機関貸付 | 5,623,570 | 8.8 | 7,335,616 | 10.5 | 1,712,047 |
| 合計 | 64,230,205 | 100.0 | 69,956,423 | 100.0 | 5,726,218 |

◇ 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

| 種類 | 2021年 度 | | 2022年 度 | | 増減額 |
|--------|------------|-------|------------|-------|-----------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 | |
| 固定金利貸出 | 20,582,926 | 30.7 | 20,287,575 | 28.0 | △ 295,351 |
| 変動金利貸出 | 46,520,480 | 69.3 | 52,297,131 | 72.0 | 5,776,652 |
| 合計 | 67,103,405 | 100.0 | 72,584,706 | 100.0 | 5,481,301 |

◇ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円、%)

| 種類 | 2021年 度 | | 2022年 度 | | 増減額 |
|------------|------------|-------|------------|-------|-----------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 | |
| 貯金等 | 129,911 | 0.2 | 109,462 | 0.2 | △ 20,450 |
| 不動産 | 28,987,283 | 43.2 | 32,913,586 | 45.3 | 3,926,303 |
| その他担保物 | 17,793 | 0.0 | 21,201 | 0.0 | 3,408 |
| 計 | 29,134,988 | 43.4 | 33,044,249 | 45.5 | 3,909,262 |
| 農業信用基金協会保証 | 24,123,448 | 36.0 | 23,160,149 | 31.9 | △ 963,299 |
| その他保証 | 7,344,969 | 10.9 | 8,380,307 | 11.6 | 1,035,339 |
| 計 | 31,468,417 | 46.9 | 31,540,456 | 43.5 | 72,039 |
| 信用 | 6,500,000 | 9.7 | 8,000,000 | 11.0 | 1,500,000 |
| 合計 | 67,103,405 | 100.0 | 72,584,706 | 100.0 | 5,481,301 |

◇ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

◇ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

| 種類 | 2021年 度 | | 2022年 度 | | 増減額 |
|------|------------|-------|------------|-------|-----------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 | |
| 設備資金 | 56,178,951 | 83.7 | 59,894,774 | 82.5 | 3,715,822 |
| 運転資金 | 10,924,454 | 16.3 | 12,689,932 | 17.5 | 1,765,478 |
| 合計 | 67,103,405 | 100.0 | 72,584,706 | 100.0 | 5,481,301 |

◇ 貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

| 種類 | 2021年度 | | 2022年度 | | 増減額 |
|-------------|------------|-------|------------|-------|-----------|
| | 残高 | 構成比 | 残高 | 構成比 | |
| 農業 | 13,928,767 | 20.8 | 15,649,060 | 21.6 | 1,720,293 |
| 建設・不動産業 | 8,291,012 | 12.4 | 10,274,277 | 14.1 | 1,983,264 |
| 卸売・小売・サービス業 | 7,608,878 | 11.3 | 7,838,321 | 10.8 | 229,442 |
| その他の | 37,274,747 | 55.5 | 38,823,048 | 53.5 | 1,548,301 |
| 合計 | 67,103,405 | 100.0 | 72,584,706 | 100.0 | 5,481,301 |

◇ 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：千円)

| 種類 | 2021年度 | 2022年度 | 増減額 |
|-----------|---------|---------|--------|
| 農業（野菜・園芸） | 929,070 | 958,688 | 29,619 |
| 農業関連団体等 | — | — | — |
| 合計 | 929,070 | 958,688 | 29,619 |

(注) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記記載の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

② 資金種類別

【貸出金】

(単位：千円)

| 種類 | 2021年度 | 2022年度 | 増減額 |
|---------|---------|---------|---------|
| プロパー資金 | 102,862 | 94,245 | △ 8,616 |
| 農業制度資金 | 826,208 | 864,443 | 38,235 |
| 農業近代化資金 | 3,079 | 2,464 | △ 615 |
| その他制度資金 | 823,129 | 861,979 | 38,850 |
| 合計 | 929,070 | 958,688 | 29,619 |

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【受託貸付金】

該当する取引はありません。

◇ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：千円)

| 債 権 区 分 | | 債 権 額 | 保 全 額 | | | |
|-------------------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|
| | | | 担 保 | 保 証 | 引 当 | 合 計 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 2021年度 | 23,029 | — | 23,029 | — | 23,029 |
| | 2022年度 | 21,528 | — | 21,528 | — | 21,528 |
| 危 険 債 権 | 2021年度 | 50,146 | — | 50,146 | — | 50,146 |
| | 2022年度 | 78,085 | — | 78,085 | — | 78,085 |
| 要 管 理 債 権 | 2021年度 | — | — | — | — | — |
| | 2022年度 | — | — | — | — | — |
| 三月以上延滞債権 | 2021年度 | — | — | — | — | — |
| | 2022年度 | — | — | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権 | 2021年度 | — | — | — | — | — |
| | 2022年度 | — | — | — | — | — |
| 小 計 | | 2021年度 | 73,175 | — | 73,175 | — |
| | | 2022年度 | 99,612 | — | 99,612 | — |
| 正 常 債 権 | | 2021年度 | 67,068,987 | — | — | — |
| | | 2022年度 | 72,529,352 | — | — | — |
| 合 計 | | 2021年度 | 67,142,162 | — | — | — |
| | | 2022年度 | 72,628,964 | — | — | — |

(注) 1.『破産更生債権及びこれらに準ずる債権』

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2.『危険債権』

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3.『要管理債権』

4.『三月以上延滞債権』と5.『貸出条件緩和債権』の合計額をいいます。

4.『三月以上延滞債権』

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5.『貸出条件緩和債権』

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6.『正常債権』

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

◇ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

◇ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| 区分 | 2021年 度 | | | | 2022年 度 | | | | |
|---------|----------|-----------|-------|-----|----------|----------|-----------|-------|-----|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 |
| 一般貸倒引当金 | 7 | 10 | — | 7 | 10 | 10 | 10 | — | 10 |
| 個別貸倒引当金 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合 計 | 7 | 10 | — | 7 | 10 | 10 | 10 | — | 10 |

(注) 期中減少額の「その他」欄は、決算洗い替え処理に伴うものです。

◇ 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

◇ 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

| 種類 | 2021年 度 | | 2022年 度 | |
|---------|---------|------------|------------|------------|
| | 仕向 | 被仕向 | 仕向 | 被仕向 |
| 送金・振込為替 | 件数 | 35,723 | 161,671 | 36,870 |
| | 金額 | 30,436,140 | 48,825,387 | 29,088,414 |
| 代金取立為替 | 件数 | 10 | 38 | 5 |
| | 金額 | 13,175 | 89,684 | 4,561 |
| 雜為替 | 件数 | 2,823 | 908 | 2,752 |
| | 金額 | 319,559 | 140,741 | 295,491 |
| 合計 | 件数 | 38,556 | 162,617 | 39,627 |
| | 金額 | 30,768,874 | 49,055,811 | 29,388,467 |
| | | | | 45,983,289 |

◇ 種類別有価証券平均残高

(単位：千円、%)

| 種類 | 2021年 度 | | 2022年 度 | | 増減額 |
|------|------------|-------|------------|-------|-----------|
| | 平均残高 | 構成比 | 平均残高 | 構成比 | |
| 国債 | 6,338,495 | 62.0 | 9,293,880 | 70.5 | 2,955,385 |
| 地方債 | 1,893,988 | 18.5 | 1,893,885 | 14.4 | △ 103 |
| 受益証券 | 1,999,581 | 19.5 | 1,998,851 | 15.1 | △ 731 |
| 合計 | 10,232,065 | 100.0 | 13,186,616 | 100.0 | 2,954,551 |

◇ 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

◇ 有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

| 種類 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | 計 |
|---------|------|-------------|-------------|-------------|--------------|------------|----------------|------------|
| 2021 年度 | | | | | | | | |
| 国 債 | — | — | — | — | — | 7,960,550 | — | 7,960,550 |
| 地 方 債 | — | — | — | — | 728,600 | 1,220,320 | — | 1,948,920 |
| 政府保証債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 金 融 債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 受 益 証 券 | — | — | — | 955,400 | 927,600 | — | — | 1,883,000 |
| 合 計 | — | — | — | 955,400 | 1,656,200 | 9,180,870 | — | 11,792,470 |
| 2022 年度 | | | | | | | | |
| 国 債 | — | — | — | — | — | 10,088,250 | — | 10,088,250 |
| 地 方 債 | — | — | — | — | 717,410 | 1,160,290 | — | 1,877,700 |
| 政府保証債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 金 融 債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 受 益 証 券 | — | — | 907,000 | 882,000 | — | — | — | 1,789,000 |
| 合 計 | — | — | 907,000 | 882,000 | 717,410 | 11,248,540 | — | 13,754,950 |

(注) 残高は期末貸借対照表計上額を適用しています。

◇ 有価証券の時価情報等

【その他有価証券】

(単位：千円)

| | 種類 | 2021 年度 | | | 2022 年度 | | |
|----------------------------------|---------|--------------|----------------|-----------|--------------|----------------|-----------|
| | | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 又は償却原価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 又は償却原価 | 差額 |
| 貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの | 国 債 | 4,571,200 | 4,477,708 | 93,492 | 507,300 | 487,301 | 19,999 |
| | 地 方 債 | 1,755,080 | 1,699,388 | 55,692 | 717,410 | 699,463 | 17,947 |
| | 受 益 証 券 | — | — | — | — | — | — |
| | 小 計 | 6,326,280 | 6,177,096 | 149,184 | 1,224,710 | 1,186,764 | 37,946 |
| 貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの | 国 債 | 3,389,350 | 3,479,822 | △ 90,472 | 9,580,950 | 9,933,288 | △ 352,338 |
| | 地 方 債 | 193,840 | 194,533 | △ 693 | 1,160,290 | 1,194,814 | △ 34,524 |
| | 受 益 証 券 | 1,883,000 | 2,000,000 | △ 117,000 | 1,789,000 | 2,000,000 | △ 211,000 |
| | 小 計 | 5,466,190 | 5,674,356 | △ 208,166 | 12,530,240 | 13,128,102 | △ 597,862 |
| 合 計 | | 11,792,470 | 11,851,452 | △ 58,982 | 13,754,950 | 14,314,866 | △ 559,916 |

◇ 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

◇ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。



共済事業

◇ 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

| 種類 | 2021年度 | | 2022年度 | | |
|--------|---------|------------|--------------|------------|--------------|
| | 新契約高 | 保有契約高 | 新契約高 | 保有契約高 | |
| 生命系 | 終身共済 | 4,436,001 | 64,000,869 | 2,717,480 | 61,392,299 |
| | 定期生命共済 | 307,000 | 1,939,500 | 147,200 | 1,982,700 |
| | 養老生命共済 | 972,630 | 37,871,550 | 970,120 | 34,939,223 |
| | (こども共済) | (478,000) | (15,402,400) | (542,100) | (14,733,800) |
| | 医療共済 | 903,000 | 6,599,050 | 358,500 | 5,771,750 |
| | がん共済 | — | 443,000 | — | 425,000 |
| | 定期医療共済 | — | 1,086,100 | — | 979,700 |
| | 介護共済 | 485,709 | 2,891,032 | 133,584 | 2,804,340 |
| 建物系 | 年金共済 | — | 527,500 | — | 471,500 |
| | 建物更生共済 | 40,540,950 | 337,224,633 | 20,695,640 | 334,779,629 |
| 合計 | | 47,645,291 | 452,583,236 | 25,022,524 | 443,546,142 |
| 共済付加収入 | | 640,391 | — | — | 543,577 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

◇ 医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

| 種類 | 2021年度 | | 2022年度 | |
|--------|---------|---------|--------|---------|
| | 新契約高 | 保有契約高 | 新契約高 | 保有契約高 |
| 医療共済 | 52 | 22,519 | 45 | 19,887 |
| | 164,088 | 178,810 | 75,565 | 261,101 |
| がん共済 | 385 | 14,982 | 393 | 14,455 |
| 定期医療共済 | — | 2,204 | — | 2,056 |
| 合計 | 437 | 39,705 | 438 | 36,398 |
| | 164,088 | 178,810 | 75,565 | 261,101 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

◇ 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

| 種類 | 2021年度 | | 2022年度 | |
|---------------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 新契約高 | 保有契約高 | 新契約高 | 保有契約高 |
| 介護共済 | 630,791 | 4,539,846 | 182,481 | 4,347,775 |
| 認知症共済 | — | — | 428,900 | 428,900 |
| 生活障害共済(一時金型) | 197,200 | 527,700 | 172,500 | 660,100 |
| 生活障害共済(定期年金型) | 99,200 | 208,300 | 74,200 | 275,100 |
| 特定重度疾病共済 | 256,000 | 679,200 | 140,000 | 778,700 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

◇ 年金共済の年金保有高

(単位：千円)

| 種類 | 2021年度 | | 2022年度 | |
|-------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 新契約高 | 保有契約高 | 新契約高 | 保有契約高 |
| 年金開始前 | 308,775 | 4,452,809 | 197,127 | 4,318,199 |
| 年金開始後 | — | 1,560,061 | — | 1,519,280 |
| 合計 | 308,775 | 6,012,871 | 197,127 | 5,837,479 |

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

◇ 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

| 種類 | 2021年度 | | | 2022年度 | | |
|--------|--------|------------|---------|--------|------------|---------|
| | 件数 | 保障金額 | 掛金 | 件数 | 保障金額 | 掛金 |
| 火災共済 | 2,650 | 37,983,840 | 31,417 | 2,520 | 35,781,230 | 29,349 |
| 傷害共済 | 433 | 1,090,500 | 869 | 877 | 2,610,000 | 817 |
| 賠償責任共済 | 32 | — | 49 | 186 | — | 1,192 |
| 自動車共済 | 5,018 | — | 236,722 | 5,159 | — | 240,194 |
| 自賠責共済 | 1,129 | — | 19,547 | 1,164 | — | 20,274 |
| 合計 | 9,262 | — | 288,607 | 9,906 | — | 291,827 |
| 共済附加収入 | — | 65,040 | — | — | 65,562 | — |

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障または火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線）を記載しています。

● 営農経済事業

◇ 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

| 種類 | 2021年度 | | | 2022年度 | | | 購買粗利益増減額 | |
|------|-----------|---------|---------|--------|---------|---------|----------|---------|
| | 取扱原価 | 供給高 | 購買粗利益 | 取扱原価 | 供給高 | 購買粗利益 | | |
| 生産資材 | 肥料 | 93,761 | 107,604 | 13,843 | 107,627 | 123,536 | 15,908 | 2,066 |
| | 農薬 | 61,157 | 70,181 | 9,024 | 58,353 | 67,787 | 9,434 | 410 |
| | 飼料 | 890 | 1,050 | 160 | 530 | 628 | 98 | △ 62 |
| | 農業機械 | 168,184 | 194,770 | 26,586 | 152,219 | 178,229 | 26,010 | △ 576 |
| | 自動車(除く二輪) | 86,902 | 87,237 | 336 | 44,359 | 44,647 | 288 | △ 47 |
| | 燃料 | 177 | 140 | △ 37 | 83 | 111 | 28 | 65 |
| | その他 | 80,926 | 95,233 | 14,307 | 114,072 | 131,298 | 17,227 | 2,920 |
| | 小計 | 491,997 | 556,215 | 64,218 | 477,242 | 546,235 | 68,993 | 4,775 |
| 生活資物 | 食品 | 26,514 | 31,034 | 4,520 | 23,785 | 27,911 | 4,126 | △ 394 |
| | 衣料品 | 10,381 | 11,670 | 1,290 | 15,581 | 17,002 | 1,421 | 132 |
| | 耐久消費財 | 19,861 | 23,527 | 3,666 | 4,249 | 4,985 | 736 | △ 2,930 |
| | 日用保健雑貨 | 715 | 793 | 78 | 440 | 484 | 43 | △ 35 |
| | 家庭燃料 | 526 | 621 | 95 | 509 | 592 | 83 | △ 12 |
| | その他 | 133,648 | 146,145 | 12,497 | 107,914 | 117,758 | 9,844 | △ 2,653 |
| | 小計 | 191,644 | 213,790 | 22,146 | 152,477 | 168,732 | 16,255 | △ 5,891 |
| 合計 | | 683,641 | 770,006 | 86,364 | 629,719 | 714,967 | 85,248 | △ 1,116 |

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

◇ 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

| 種類 | 2021年度 | | 2022年度 | | 手数料増減額 |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 取扱高 | 手数料 | 取扱高 | 手数料 | |
| 米 | 11,059 | 622 | 10,732 | 590 | △ 31 |
| 野菜 | 17,439 | 239 | 22,033 | 309 | 70 |
| 果実 | 149 | 3 | — | — | △ 3 |
| 花き・花木 | 10,230 | 168 | 8,882 | 147 | △ 22 |
| その他 | 61 | 0 | 65 | 0 | △ 0 |
| 合計 | 38,938 | 1,032 | 41,711 | 1,046 | 14 |

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

◇ 利用事業

(単位：千円)

| 項目 | 2021年度 | 2022年度 | 増減額 |
|---------|--------|--------|-------|
| 利用収益 | 7,378 | 8,121 | 743 |
| 利用費用 | 920 | 752 | △ 169 |
| 利用事業総利益 | 6,458 | 7,369 | 912 |

(注) 利用事業収益は、トラクター等の農機賃貸料とコイン精米機の使用料です。

◇ 宅地等供給事業

(単位：千円)

| 項目 | 2021年度 | 2022年度 | 増減額 |
|------------|----------|---------|---------|
| 収益 | 宅地等供給手数料 | 115,125 | 124,199 |
| | 宅地等供給雑収入 | 2,846 | 2,809 |
| | 計 | 117,971 | 127,008 |
| 費用 | 宅地等供給費 | 1,982 | 1,969 |
| | 宅地等供給雑費 | 84 | 27 |
| | 計 | 2,066 | 1,996 |
| 宅地等供給事業総利益 | 115,904 | 125,012 | 9,108 |

◇ 指導事業

(単位：千円)

| 項目 | 2021年度 | 2022年度 | 増減額 |
|------|----------|----------|---------|
| 収入 | 指導事業補助金 | 592 | 509 |
| | その他指導収入 | 1,021 | 1,292 |
| | 計 | 1,613 | 1,801 |
| 支出 | 営農改善費 | 10,058 | 11,496 |
| | 生活改善費 | 1,261 | 1,578 |
| | 教育文化費 | 3,438 | 4,854 |
| 支払額 | 14,757 | 17,928 | 3,171 |
| 収支差額 | △ 13,144 | △ 16,128 | △ 2,984 |



経営諸指標

◇ 利益率

(単位：%)

| 項目 | 2021年 度 | 2022年 度 | 増 減 |
|-----------|---------|---------|--------|
| 総資産経常利益率 | 0.15 | 0.13 | △ 0.02 |
| 総資産当期純利益率 | 0.12 | 0.07 | △ 0.05 |
| 資本経常利益率 | 2.42 | 2.09 | △ 0.33 |
| 資本当期純利益率 | 1.89 | 1.07 | △ 0.82 |

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 総資産平均残高（債務保証見返を除く）
 2. 総資産当期純利益率 = 当期剩余金 ÷ 総資産平均残高（債務保証見返を除く）
 3. 資本経常利益率 = 経常利益 ÷ 純資産平均残高
 4. 資本当期純利益率 = 当期剩余金 ÷ 純資産平均残高

◇ 貯貸率・貯証率

(単位：%)

| 項目 | 2021年 度 | 2022年 度 | 増 減 |
|-------|---------|---------|------|
| 貯 貸 率 | 期末 | 27.38 | 2.29 |
| | 期中平均 | 26.17 | 2.38 |
| 貯 証 率 | 期末 | 4.81 | 0.81 |
| | 期中平均 | 4.17 | 1.21 |

- (注) 1. 貯貸率 = 貸出金 ÷ 貯金（期末は年度末残高、期中は年度平均残高）
 2. 貯証率 = 有価証券 ÷ 貯金（期末は年度末残高、期中は年度平均残高）

◇ 1職員・1店舗当たり指標

(単位：千円)

| 項目 | 2021年 度 | 2022年 度 | 増 減 |
|-----|----------------|------------|----------------------|
| 信 用 | 貯 金 1 職 員 | 2,236,994 | 2,408,967 |
| | 1 店 舗 | 15,337,392 | 15,311,996 △ 25,396 |
| 共 濟 | 貸出金 1 職 員 | 585,508 | 687,870 |
| | 1 店 舗 | 4,014,388 | 4,372,276 357,889 |
| 購 買 | 1 職 員. 長期共済保有高 | 9,409,215 | 9,318,196 △ 91,019 |
| | 1 店 舗. 長期共済保有高 | 28,286,452 | 27,721,634 △ 564,818 |
| | 1 職 員. 購買品取扱高 | 23,334 | 20,428 △ 2,906 |
| | 1 店 舗. 購買品取扱高 | 48,125 | 44,685 △ 3,440 |

- (注) 1. 1職員当たり事業量は、業務に従事している職員割合数で算出しています。
 2. 1店舗当たり事業量は、業務を実施している16営業店舗で算出しています。



自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

| 項目 | 2021年度 | 2022年度 | |
|------------------------------------------------------------|------------|------------|------------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 15,911,305 | 16,161,822 | |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 4,568,552 | 4,643,188 | |
| うち、再評価積立金の額 | — | — | |
| うち、利益剰余金の額 | 11,523,723 | 11,708,670 | |
| うち、外部流出予定額(△) | △ 86,079 | △ 79,287 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △ 94,891 | △ 110,748 | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 9,693 | 9,647 | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 9,693 | 9,647 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — | |
| うち、回転出資金の額 | — | — | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 138,470 | 63,848 | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 16,059,468 | 16,235,317 | |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額 | 2,334 | 1,818 | |
| うち、のれんに係るものとの額 | — | — | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 2,334 | 1,818 | |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | — | — | |
| 適格引当金不足額 | — | — | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — | |
| 前払年金費用の額 | — | — | |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — | |
| 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — | |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | — | — | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | — | — | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 2,334 | 1,818 | |
| 自己資本 | | | |
| 自己資本の額 (イ)ー(ロ) | (ハ) | 16,057,134 | 16,233,499 |

(単位：千円、%)

| 項 目 | 2021 年 度 | 2022 年 度 |
|----------------------------------|------------|------------|
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 81,034,800 | 82,860,524 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 1,538,551 | 1,418,849 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | — | — |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの額 | 1,538,551 | 1,418,849 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 4,606,842 | 4,415,583 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーション・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (二) | 85,641,643 | 87,276,108 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率 (ハ)/(二) | 18.74 | 18.60 |

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポートジャーヤーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポートジャーヤー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャーヤー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートジャーヤーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポートジャーヤー、重要な出資のエクスポートジャーヤーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポートジャーヤー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートジャーヤーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポートジャーヤーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーションナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- (オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）)
- $$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る) } \times 15\%) \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|---------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター(R&I) |
| 株式会社日本格付研究所(JCR) |
| ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's) |
| S&Pグローバル・レーティング(S&P) |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch) |

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛めのことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポートジャーヤー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|----------------------|-------------------------------|---------------|
| 金融機関向けエクスポートジャーヤー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポートジャーヤー（長期） | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポートジャーヤー（短期） | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞

エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

| | | 2021 年 度 | | | 2022 年 度 | | | | |
|-----------------------|--------------------|----------------------------------|------------|-----------|----------------------------|----------------------------------|------------|------------|----------------------------|
| | | 信用リスク に関するエ クスボージ ヤーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上 延滞エク スボージ ヤー | 信用リスク に関するエ クスボージ ヤーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上 延滞エク スボージ ヤー |
| | 国 内 | 273,968,390 | 67,146,941 | 9,863,211 | — | 275,815,033 | 72,632,279 | 12,329,522 | — |
| | 国 外 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 地 域 別 残 高 計 | 273,968,390 | 67,146,941 | 9,863,211 | — | 275,815,033 | 72,632,279 | 12,329,522 | — |
| 法 人 | 農業 | 25,305 | 25,305 | — | — | 26,664 | 26,664 | — | — |
| | 林業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 水産業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 製造業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 鉱業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 建設・不動産業 | 605,335 | 605,335 | — | — | 973,526 | 973,526 | — | — |
| | 電気・ガス・ 熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 運輸・通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 金融・保険業 | 199,608,411 | 6,515,451 | — | — | 195,222,730 | 8,020,060 | — | — |
| | 卸売・小売・ 飲食・サービス業 | 461,917 | 3,749 | — | — | 462,310 | 3,572 | — | — |
| | 日本国政府・ 地方公共団体 | 9,863,211 | — | 9,863,211 | — | 12,329,522 | — | 12,329,522 | — |
| | 上記以外 | 157,882 | 135,633 | — | — | 342,859 | 316,579 | — | — |
| | 個 人 | 59,861,468 | 59,861,468 | — | 93 | 63,291,878 | 63,291,878 | — | — |
| | そ の 他 | 3,384,861 | — | — | — | 3,165,544 | — | — | — |
| | 業 種 別 残 高 計 | 273,968,390 | 67,146,941 | 9,863,211 | 93 | 275,815,033 | 72,632,279 | 12,329,522 | — |
| 残 存 期 間 別 | 1年以下 | 185,968,643 | 185,701 | — | / | 177,975,266 | 144,943 | — | / |
| | 1年超3年以下 | 528,329 | 528,329 | — | / | 2,663,122 | 663,122 | — | / |
| | 3年超5年以下 | 1,334,772 | 1,334,772 | — | / | 1,314,376 | 1,314,376 | — | / |
| | 5年超7年以下 | 1,855,907 | 1,855,907 | — | / | 1,821,817 | 1,821,817 | — | / |
| | 7年超10年以下 | 4,085,910 | 3,384,381 | 701,528 | / | 4,249,625 | 3,548,021 | 701,603 | / |
| | 10年超 | 68,844,601 | 59,682,919 | 9,161,683 | / | 76,560,413 | 64,932,494 | 11,627,919 | / |
| | 期限の定めのないもの | 11,350,227 | 174,932 | — | / | 11,230,414 | 207,506 | — | / |
| | 残存期間別残高計 | 273,968,390 | 67,146,941 | 9,863,211 | / | 275,815,033 | 72,632,279 | 12,329,522 | / |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスボージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに該当するもの、証券化エクスボージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスボージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことを行います。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスボージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスボージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

| 区分 | 2021年 度 | | | | 2022年 度 | | | | | |
|---------|----------|-----------|-------|-------|----------|----------|-----------|-------|-------|-------|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | 目的使用 | その他 | |
| 一般貸倒引当金 | 7,341 | 9,693 | — | 7,341 | 9,693 | 9,693 | 9,647 | — | 9,693 | 9,647 |
| 個別貸倒引当金 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) 期中減少額の「その他」欄は、決算洗い替え処理に伴うものです。

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

該当する取引はありません。

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高 (単位：千円)

| | | 2021年 度 | | | 2022年 度 | | |
|--------------------------------------------------------|----------------|---------|-------------|-------------|---------|-------------|-------------|
| | | 格付あり | 格付なし | 計 | 格付あり | 格付なし | 計 |
| 信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高 | リスク・ウエイト 0% | — | 12,506,564 | 12,506,564 | — | 14,917,392 | 14,917,392 |
| | リスク・ウエイト 2% | — | — | — | — | — | — |
| | リスク・ウエイト 4% | — | — | — | — | — | — |
| | リスク・ウエイト 10% | — | 23,830,564 | 23,830,564 | — | 22,812,633 | 22,812,633 |
| | リスク・ウエイト 20% | — | 193,029,644 | 193,029,644 | — | 188,723,121 | 188,723,121 |
| | リスク・ウエイト 35% | — | 23,545,391 | 23,545,391 | — | 25,996,865 | 25,996,865 |
| | リスク・ウエイト 50% | — | — | — | — | — | — |
| | リスク・ウエイト 75% | — | 7,021,014 | 7,021,014 | — | 8,054,521 | 8,054,521 |
| | リスク・ウエイト 100% | — | 8,264,502 | 8,264,502 | — | 9,420,180 | 9,420,180 |
| | リスク・ウエイト 150% | — | 93 | 93 | — | — | — |
| | リスク・ウエイト 250% | — | 7,309,170 | 7,309,170 | — | 7,309,170 | 7,309,170 |
| | その他 | — | — | — | — | — | — |
| | リスク・ウエイト 1250% | — | — | — | — | — | — |
| 計 | | — | 275,506,941 | 275,506,941 | — | 277,233,882 | 277,233,882 |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに該当するもの、証券化エクspoージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクspoージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクspoージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクspoージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクspoージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクspoージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国 の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定期準日に長期格付がBBB-またはBa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

| 区分 | 2021年 度 | | 2022年 度 | |
|-----------------------|--------------|---------|--------------|---------|
| | 適格金融 資産担保 | 保 証 | 適格金融 資産担保 | 保 証 |
| 地方公共団体金融機関向け | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | — | — | — | — |
| 地方三公社向け | — | — | — | — |
| 金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け | — | — | — | — |
| 法人等向け | — | — | — | — |
| 中小企業等向け及び個人向け | 42,381 | 640,296 | 36,032 | 781,779 |
| 抵当権住宅ローン | — | — | — | — |
| 不動産取得等事業向け | — | — | — | — |
| 三月以上延滞等 | — | — | — | — |
| 証券化 | — | — | — | — |
| 中央清算機関連 | — | — | — | — |
| 上記以外 | — | 1,937 | — | 1,552 |
| 合 計 | 42,381 | 642,233 | 36,032 | 783,331 |

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクspoージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクspoージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクspoージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクspoージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクspoージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクspoージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクspoージャーの評価等については、①その他有価証券は時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統及び系統外出資については、取得原価を記載しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクspoージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

| | 2021年度 | | 2022年度 | |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上 場 | — | — | — | — |
| 非 上 場 | 7,767,388 | 7,767,388 | 7,767,958 | 7,767,958 |
| 合 計 | 7,767,388 | 7,767,388 | 7,767,958 | 7,767,958 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクspoージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項 (単位：千円)

| | 2021年度 | 2022年度 |
|--------------------------------|-----------|-----------|
| ルックスルーウェイト方式を適用するエクspoージャー | 1,999,509 | 1,998,952 |
| マンデート方式を適用するエクspoージャー | — | — |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー | — | — |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー | — | — |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー | — | — |

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち、銀行勘定のIRRBBについても、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などをを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として、四半期毎にIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量 ($\Delta E V E$) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプル化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、主に貸出金の現在価値変動額の減少によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

②金利リスクに関する事項

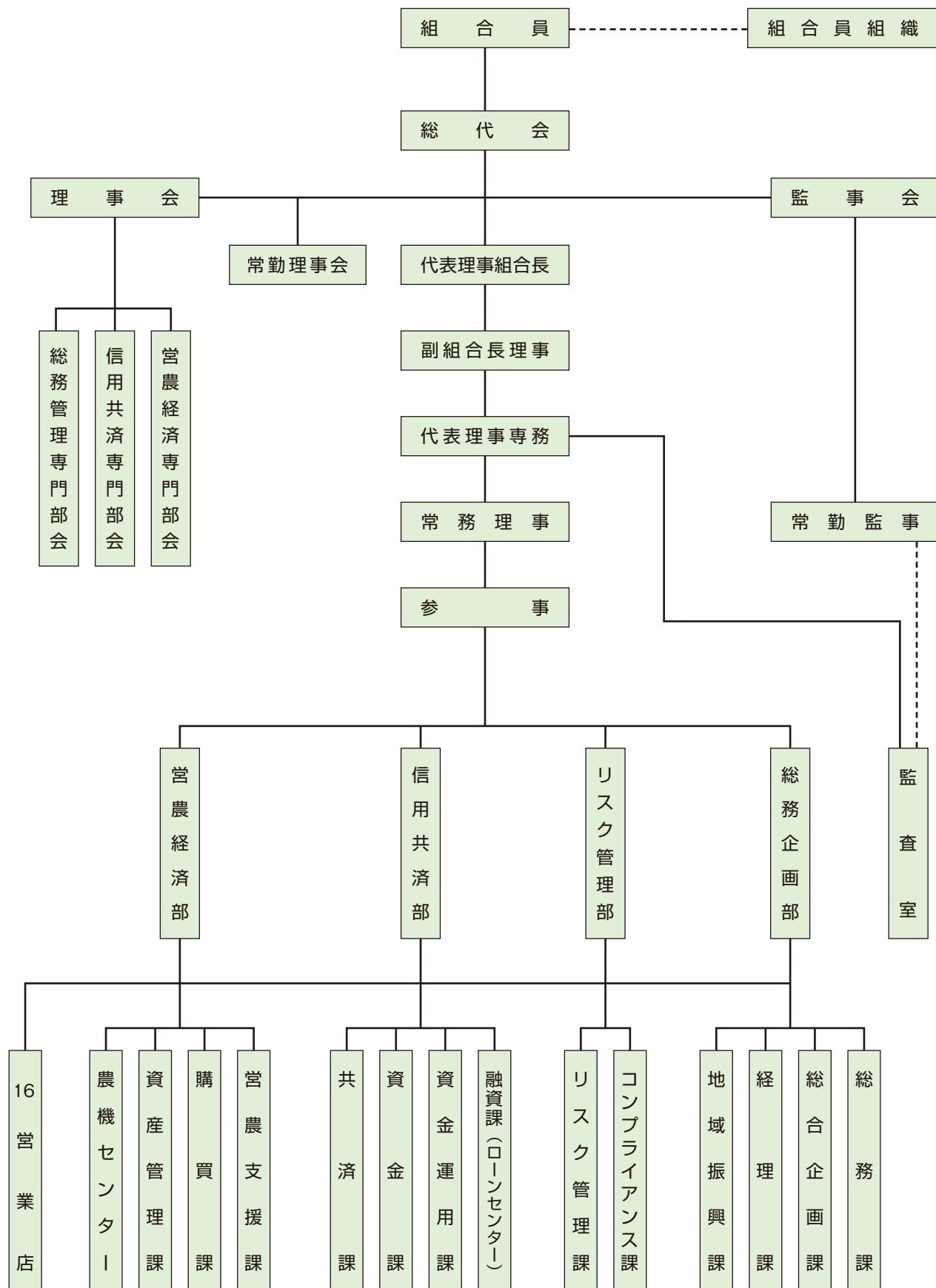
(単位：百万円)

| IRRBB 1 : 金利リスク | | | | | | |
|-----------------|-----------|----------------|--------|----------------|--------|----|
| 項目番号 | 変動要因 | $\Delta E V E$ | | $\Delta N I I$ | | 備考 |
| | | 2021年度 | 2022年度 | 2021年度 | 2022年度 | |
| 1 | 上方パラレルシフト | 1,567 | 1,190 | — | — | |
| 2 | 下方パラレルシフト | — | — | — | 33 | |
| 3 | ステイプル化 | 1,801 | 1,851 | | | |
| 4 | フラット化 | — | — | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | — | — | | | |
| 6 | 短期金利低下 | — | 79 | | | |
| 7 | 最大値 | 1,801 | 1,851 | — | 33 | |
| | | 2021年度 | | 2022年度 | | |
| 8 | 自己資本の額 | 16,057 | | 16,233 | | |



機構図

(2023年7月1日現在)





役員構成

(2023年7月1日現在)

| 役職名 | 常勤・非常勤 の別 | 代表権 の有無 | 氏 名 | 摘要 | | |
|---------|--------------|------------|-------|------------|-------|-------------|
| | | | | 担当職務等 | 認定農業者 | 実践的 の能力者 |
| 代表理事組合長 | 常勤 | 有 | 戸田秀司 | | | ○ |
| 副組合長理事 | 非常勤 | 無 | 大橋宗治 | | ○ | ○ |
| 代表理事専務 | 常勤 | 有 | 清水克彦 | 実務精通 | | ○ |
| 常務理事 | 常勤 | 無 | 西浦美智代 | 実務精通 | | ○ |
| 常務理事 | 常勤 | 無 | 荒木俊哉 | 実務精通(信用担当) | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 清水正次 | 総務管理部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 西野明直 | 営農経済部会 | ○ | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 岩崎正彦 | 信用共済部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 岡本芳雄 | 信用共済部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 十塚元信 | 営農経済部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 佐伯昌和 | 営農経済部会 | ○ | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 中川敏次 | 信用共済部会 | ○ | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 加納靖彦 | 営農経済部会 | ○ | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 大藤孝郎 | 信用共済部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 山田耕司 | 営農経済部会 | ○ | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 川勝聰 | 総務管理部会 | ○ | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 大八木豊和 | 信用共済部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 鈴木茂夫 | 総務管理部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 荒木秀治 | 総務管理部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 端清隆 | 営農経済部会 | ○ | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 田原敏雄 | 総務管理部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 小林光雄 | 信用共済部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 今井一博 | 信用共済部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 中川裕之 | 信用共済部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 奥田猛 | 信用共済部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 荻野稔 | 営農経済部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 藤井誠司 | 総務管理部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 澤野井利夫 | 信用共済部会 | | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 鈴木綾 | 営農経済部会 | | |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 平野町子 | 営農経済部会 | | |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 渡邊幸浩 | 総務管理部会 | ○ | ○ |
| 理事 | 非常勤 | 無 | 小山勝彦 | 営農経済部会 | ○ | |
| 代表監事 | 非常勤 | 一 | 松尾史弘 | | — | — |
| 副代表監事 | 非常勤 | 一 | 山本義治 | | — | — |
| 常勤監事 | 常勤 | 一 | 磯田篤史 | 実務精通 | — | — |
| 監事 | 非常勤 | 一 | 奥村陽 | | — | — |
| 監事 | 非常勤 | 一 | 藤井健 | | — | — |
| 監事 | 非常勤 | 一 | 田中伸和 | | — | — |
| 監事 | 非常勤 | 一 | 米谷長男 | | — | — |
| 監事 | 非常勤 | 一 | 宇佐美郁夫 | | — | — |
| 監事 | 非常勤 | 一 | 吉川肇 | 員外 | — | — |

組 織

◇ 組合員数

(単位：人、団体、戸)

| 区分 | 2021年 度 | 2022年 度 | 増 減 |
|--------------|----------------------|----------------------|--------------------|
| 組合員 (戸 数) | 20,931 (18,211) | 20,792 (18,080) | △ 139 (△ 131) |

◇ 組合員組織の状況

(単位：人)

| 組織名 | 2021年度 | 2022年度 | 組織名 | 2021年度 | 2022年度 | 組織名 | 2021年度 | 2022年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|--------|--------|
| 松尾支部 | 127 | 124 | 山科南部支部 | 170 | 166 | 吉祥院支部 | 100 | 102 |
| 梅津支部 | 24 | 24 | 山科北部支部 | 173 | 158 | 大枝支部 | 150 | 145 |
| 桂支部 | 100 | 100 | 上鳥羽支部 | 142 | 141 | 西京極支部 | 52 | 52 |
| 川岡支部 | 107 | 107 | 嵯峨支部 | 143 | 147 | 西院支部 | 31 | 31 |
| 醍醐支部 | 124 | 119 | 嵯峨北部支部 | 106 | 101 | 七条支部 | 15 | 15 |
| 大宮支部 | 120 | 114 | 太秦支部 | 169 | 175 | 九条支部 | 12 | 12 |
| 衣笠支部 | 17 | 14 | 花園支部 | 40 | 41 | 青壯年部 | 614 | 599 |
| 朱雀野支部 | 26 | 26 | 久我支部 | 52 | 52 | 女性部 | 777 | 766 |
| 上賀茂支部 | 219 | 211 | 修学院支部 | 124 | 115 | 京都市農協花き生産協議会 | 11 | 10 |
| 深草支部 | 196 | 195 | 下鴨支部 | 7 | 7 | 京都市茶生産組合 | 2 | 2 |
| 向島支部 | 3 | 3 | 松ヶ崎支部 | 17 | 18 | | | |

(注) 当JAの組合員組織を記載しています。

◇ 職員数

(単位：人)

| 区分 | 2018年 度 | | | 2019年 度 | | | 2020年 度 | | | 2021年 度 | | | 2022年 度 | | |
|------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | 男子 | 女子 | 計 |
| 参考事務 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 一般職員 | 118 | 108 | 226 | 113 | 105 | 218 | 99 | 103 | 202 | 101 | 104 | 205 | 98 | 101 | 199 |
| 嘱託 | 5 | 1 | 6 | 6 | 1 | 7 | 12 | 2 | 14 | 13 | 1 | 14 | 16 | 1 | 17 |
| 合 計 | 124 | 109 | 233 | 120 | 106 | 226 | 111 | 105 | 216 | 115 | 105 | 220 | 115 | 102 | 217 |

◇ 特定信用事業代理業者の状況

該当する業者はありません。



沿革・管内の概況

1948年8月6日に設立された当JAは、JR京都駅にほど近い下京区役所内に本店を構え、JAの前身である農業会が集合し、事業活動を開始しました。その後1961年5月に京都市中央市場内に本店を新築移転し、更に1974年7月に現在の右京区西院に本店を構えました。

設立当初は、戦後の混乱した世相の中で組合経営は容易でなく、誠に厳しい時代にありました。

高度経済成長とともに農地の宅地化が急速に進み、1991年4月には宅地供給の時代の要請に応え、新生産緑地法が施行され、残すべき農地と宅地化すべき農地との選択が迫られました。同法施行後30年が経過し、当時指定した生産緑地の対応、いわゆる「2022年問題」に直面しており、都市農業は大きな岐路に立たされています。

このように農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、JAの組織・事業体制の整備を図りながら、農業協同組合活動を精力的に推進し、「地域農業の発展と組合員の営農及び生活安定に寄与するJA」を目指し、組合員・利用者の皆様方のご協力をいただきながら役職員一同努力を重ね現在に至っています。

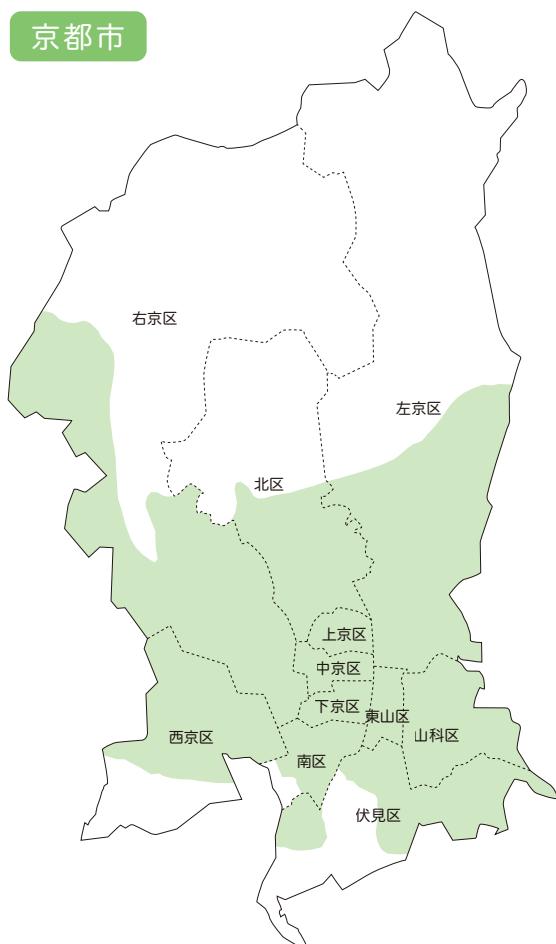


管内の概況

当JAは、京都市内中心部のほぼ一円を管轄し、北は比叡山のふもとの修学院から柊野・上賀茂まで、東は山科盆地一帯から醍醐にわたり、南は名神高速道の両脇に位置する上鳥羽・久我・深草一帯を、西は桂川西岸から西山の丘陵地帯にある大枝・松尾・嵯峨、そして愛宕山の中腹にある水尾・越畠がその管内となっています。いずれも風光明媚な景観地区が多在しております、農耕地の傍らを観光客が往来する風景が目にとまります。

また、管内一円は、京都盆地の中にあり、寒暖の差が激しい気候の下で育った『伝統京野菜』が有名であり、全国的にも人気を集め、そのブランド性のさらなる向上に管内農業者の生産意欲は、ますます盛んです。

一方で農地の宅地化は着実に進み、農・住が混在する都市化の環境の中で、組合員の資産活用の場として農地が変容する姿も見られます。新たな都市農業振興を目指した意欲的な取組みも見られ、京都盆地に息づく農業に確かな足どりを感じます。



| | | |
|------------|-----|----------------------------------|
| 1948／昭和23年 | 8月 | 京都市農業協同組合として発足 |
| 1949／昭和24年 | 5月 | 山科北部支所開設 |
| | 9月 | 上鳥羽信用組合吸収合併 |
| 1951／昭和26年 | 8月 | 嵯峨支所開設 |
| 1953／昭和28年 | 4月 | 婦人部結成（1994年4月1日に女性部に名称変更） |
| | 6月 | 本所を下京区朱雀宝蔵町75に移転 |
| | 6月 | 野菜直売所セリ市場新設 |
| 1959／昭和34年 | 4月 | 久我支部発足・組合の共済事業開始 |
| 1961／昭和36年 | 5月 | 本所新築落成 |
| 1968／昭和43年 | 12月 | 青壯年部結成 |
| 1969／昭和44年 | 1月 | 桂支所新築オープン |
| | 3月 | 伏見支所移転新築オープン |
| | 11月 | 久我支所開設 |
| 1971／昭和46年 | 7月 | 京都花月劇場にて共済高額加入者大会開始 |
| | 10月 | 嵯峨支店新築オープン |
| | 12月 | 松尾支店新築オープン |
| 1972／昭和47年 | 9月 | 醍醐支店移転新築オープン |
| 1973／昭和48年 | 8月 | 修学院支店開設 |
| 1974／昭和49年 | 7月 | 本店新築オープン |
| | 7月 | 吉祥院支店開設新築オープン |
| 1977／昭和52年 | 12月 | 修学院支店移転新築オープン |
| 1979／昭和54年 | 3月 | 越畠支店新築オープン |
| 1981／昭和56年 | 5月 | 川岡支店新築オープン |
| 1982／昭和57年 | 4月 | 大枝農協と合併、大枝支店として営業開始 |
| 1987／昭和62年 | 12月 | 山科北部支店移転新築オープン |
| 1994／平成6年 | 11月 | 山科南部支店新築オープン |
| 1996／平成8年 | 11月 | 上鳥羽支店新築オープン |
| 1998／平成10年 | 3月 | 早期は正措置導入に伴う自己資産査定を実施 |
| 1999／平成11年 | 12月 | 大宮支店新築オープン |
| 2004／平成16年 | 1月 | J A S T E Mシステム稼働 |
| | 4月 | 嵯峨北部支店オープン（越畠・水尾支店統合） |
| 2008／平成20年 | 2月 | 久我支店新築オープン |
| 2012／平成24年 | 9月 | 山科北部支店リニューアルオープン |
| | 11月 | 松尾支店リニューアルオープン |
| 2013／平成25年 | 6月 | 本店リニューアルオープン |
| | 12月 | 上賀茂支店新築移転オープン |
| 2014／平成26年 | 11月 | 伏見支店新築オープン |
| 2017／平成29年 | 10月 | 嵯峨北部支店・嵯峨支店店舗統廃合、嵯峨野支店新築オープン |
| 2018／平成30年 | 4月 | 駿迎堂門前A T M稼働 |
| | 5月 | 金融移動店舗『はんなり号』運行開始 |
| | 8月 | J A 京都市版G A P制度の創設 |
| | 9月 | 京都先端科学大学と包括連携協定を締結 |
| 2019／平成31年 | 3月 | 新たな組合員資格の導入 |
| 令和1年 | 7月 | みのり監査法人と監査契約を締結 |
| | 11月 | 自己改革進捗評価委員会の立上げ |
| 2020／令和2年 | 11月 | 野菜移動販売車『よってき～菜号』『みてき～菜号』導入 |
| 2021／令和3年 | 10月 | 本店各部署再編、リスク管理部を新設 |
| 2022／令和4年 | 6月 | 第3号組合員・地域住民向け広報誌『L i n k（リンク）』創刊 |



ディスクロージャー誌用語解説集

◇ JA運営に関する全般的な用語

| 用語 | 内容 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A L M | A L Mとは、資産（Asset）と負債（Liability）を総合的に管理（Management）し、金利変動、市場の変動による収益への影響や資産価値の減少を財務体力の範囲内にコントロールする手法です。 |
| T A C活動 | Team for Agricultural Coordinationの頭文字をとっており、現在、5年後、10年後と地域農業を担っていく農業経営者（地域農業の担い手）に日々出向き、「担い手」の声・要望を収集し、JAにつなぐことによりJAグループの事業に反映させ、JAグループの事業基盤の充実につなげる活動です。 |
| 会計監査人 | 会社法でいう大会社（資本金5億円又は負債金額200億円以上）等に設置が義務づけられており、計算書類等の会計監査を主な職務とする機関で、公認会計士または監査法人のみが就任することができます。これまでJAの外部監査は全国監査機構が実施していましたが、農協法の改正に伴い、2019年度より会計監査人監査を受監しています。 |
| キャッシュ・フロー | 営業活動や資金調達、設備投資などを通じて生じる実際の現金の流れのことです。 |
| 減損会計 | 減損会計とは、固定資産の市場価額が著しく下落した場合や資産の収益性が低下した場合に、一定の基準に基づき、帳簿価額と市場価額等との差額を損失として計上し、タイムリーに財務諸表に反映するための会計上の手続きです。 |
| 個人データ | 氏名や住所、生年月日など特定の個人を識別できる情報を「個人情報」といい、それを一定の規則で体系的に整理した「個人データベース」を構成する個人情報を「個人データ」といいます。また、2016年1月より運用されているマイナンバーは「特定個人情報」といいます。当JAでは、個人情報保護方針のもと個人情報取扱規程及び特定個人情報取扱規程により、組合員・利用者等の個人情報を厳格に取扱っています。 |
| コンプライアンス | コンプライアンスとは、企業が企業活動を行うに際し、社会的規範をはじめ、関係法令等を厳格に遵守することをいいます。「系統金融検査マニュアル」で問われるコンプライアンスとは、違法行為等の事前予防・未然防止の態勢を構築することにより組織全体の遵法性を高めることを通じて、JA自らが経営の健全性を確保していく取組みをいいます。 |
| 事業分量配当金 | 組合員の特定事業の利用分量に対する配当のことです。 |
| 資産自己査定 | 資産内容の実態を反映した財務諸表を作成するために、企業会計原則などに基づいた適正な償却や引当の準備作業として資産の実態把握をするのが資産自己査定です。特に貸出金の自己査定内容は、金融検査マニュアルに則り、債務者をリスクの高い順に「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」「要注意先（要管理先とその他要注意先）」「正常先」に区分し、その各債権を回収の可能性に応じて非分類、Ⅱ～Ⅳ分類に区分し、償却・引当を行っています。このような資産自己査定に誤りや虚偽がないよう独立した監査、内部監査体制が構築され、透明性を高め、資産の健全性の維持・向上に努めています。 |
| 出資配当金 | 組合員の出資金に対する配当のことです。 |
| 食農教育 | 食農教育とは、農産物が命を育み成長していく過程を大切にしながら、「食」への関心や意識の啓発を図り、「食」の大切さや「農」の役割等に対する理解を広げ深める教育活動のことです。 |
| 女性部 | 地域の女性で組織されるJAの自主的な女性組織で、地域農業に関わる幅広い活動に取り組んでいます。当JAにおいては、766名の部員で組織されています。 |
| 信連 | 信用農業協同組合連合会の略で、JAからの貯金の預け入れの運用や貸出金などの信用事業を行う都道府県段階の連合会です。 |
| 生活物資 | 食品や日用品、耐久消費財など、日常生活に必要な物資のことです。 |
| 税効果会計 | 税効果会計とは、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に差異がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）の額を適切に期間配分することにより、法人税を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させる事を目的とする手続きです。 |

| 用語 | 内容 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生産資材 | 肥料・農薬・飼料・農業機械など、農業生産活動に必要な物資のことです。 |
| 青壯年部 | 農業、農家の後継者を中心とした地域の青壮年で組織されるJAの機能別組織です。当JAにおいては、599名の部員で組織されています。 |
| ディスクロージャー | ディスクロージャーとは「企業の事業内容を広く情報開示すること」で、本誌は農協法で求められている経営内容を中心に作成したディスクロージャー誌です。内容は多岐にわたり、財産や収支の状況といった財務内容にとどまらず、経営方針や組織、商品・サービスの内容などを掲載しています。こうした情報開示により、経営の透明性が高まるとともに社会からの信頼感向上にもつながります。 |
| 農協改革 | 2016年4月1日に施行された改正農協法で、JAは農業者の所得増大、事業の成長発展を図るための投資、事業利用分量配当による還元に努めなければならない事などが明記され、理事の構成についても「過半が認定農業者または農産物販売・法人の経営などに関し、実践的な能力を有する者でなければならない」とされました。こうした事を踏まえ、当JAでは独自GAPの創設をはじめ様々な取組みを実践し、自己改革を図っています。それらを評価するため、農家組合員や消費者などの代表者で構成する「自己改革進捗評価委員会」を立ち上げ、第三者からの意見を拝聴する仕組みを設けています。詳しい取組み内容は、当JAのホームページをご覧ください。 |
| 農林中央金庫（農林中金） | 信用事業を行うJAや信連などを会員とするJAバンクの全国段階の機関です。 |
| フレッシュユミズ | 農家女性だけでなく、非農家の女性で20代から40代の若い世代の方が、「食」「農」「くらし」「子育て」といったキーワードを軸にさまざまな活動をしています。 |
| マイナス金利政策 | 2016年1月、日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を発表しました。これにより、各金融機関が日本銀行に対し預金利息を支払うこととなります。これは、各金融機関の融資を通じ市場に資金を流通させ、景気を刺激することが狙いで、目標である物価上昇率2%の達成に向けた金融政策の一つです。 |
| リスクマネジメント | J Aが経営を行っていく上で事業に関連する内外の様々なリスクを適切に把握・管理・コントロールすることにより、健全経営を維持していくことをいいます。 |

◇ 自己資本比率等の算定に関する用語

| 用語 | 内容 |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I R R B B (銀行勘定の金利リスク) | Interest Rate Risk in the Banking Bookの略称で、銀行勘定の金利リスクのことをいいます。金融機関の業務を、トレーディング勘定（短期売買やヘッジ目的の取引）と銀行勘定（それ以外の有価証券や貸出金等）に分類し、銀行勘定の価値や収益が変動する6つのシナリオに基づき、金利リスクを算出しています。 |
| △E V E、△N I I | △EVEとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいい、△NIIとは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月経過日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。 |
| エクスポージャー | リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当します。 |
| オフ・バランス取引 | 貸借対照表に計上されない取引のことです。 |
| オペレーションル・リスク (相当額) | 金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーションル・リスクを数値化した額を相当額として分母に加算します。 |
| カントリー・リスク | 対外投資や対外融資の対象となる国の信用度のことを指します。 |

| 用語 | 内容 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基礎的手法 | 新BIS規制においてオペレーションル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーションル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業に係るその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業に係るその他の費用、国債等債券売却損・償還損・償却、役務取引等費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。 |
| 金利ショック | 保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。 |
| コア資本にかかる基礎項目の額 | 自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本剩余额、利益剩余额、一般貸倒引当金などが該当します。バーゼルⅢより出資金に回転出資金や劣後ローンは含まないこととなりました。 |
| コア資本にかかる調整項目の額 | 自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、バーゼルⅢより繰延税金資産（一時差異除く）や無形固定資産などが追加されました。上記のコア資本に係る基礎項目から、コア資本に係る調整項目を差し引いたものが、自己資本の額となります。 |
| コミットメント | 契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。 |
| 自己資本比率 | 自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額およびオペレーションル・リスク相当額）で除して得た比率のことです。国内基準を採用する金融機関では4%以上、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされており、一般的にこの比率が高いほど、経営の安全度が高いことを示します。 |
| 所要自己資本額 | リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。 |
| 信用リスク・アセット額 | エクスポートジャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛け目（リスク・ウエイト）を乗じて算出したものです。 |
| 信用リスク削減手法 | 金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウエイトに置き換えることができます。 |
| 抵当権付住宅ローン | 住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。 |
| 派生商品取引 | 有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物・オプション・スワップ取引等が該当します。 |
| バーゼルⅢ国内規制 | バーゼル規制とは、銀行に対し一定水準の自己資本比率の維持を求める国際的な統一基準のことです。2013年度から、従来のバーゼルⅡからバーゼルⅢに変更となりました。バーゼルⅢの特長として、「コア資本の概念を導入」した点や「資本不算入項目の追加」などが挙げられます。 |
| リスク・ウエイト | リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛け目のことです。 |



開示項目

◇ 組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係

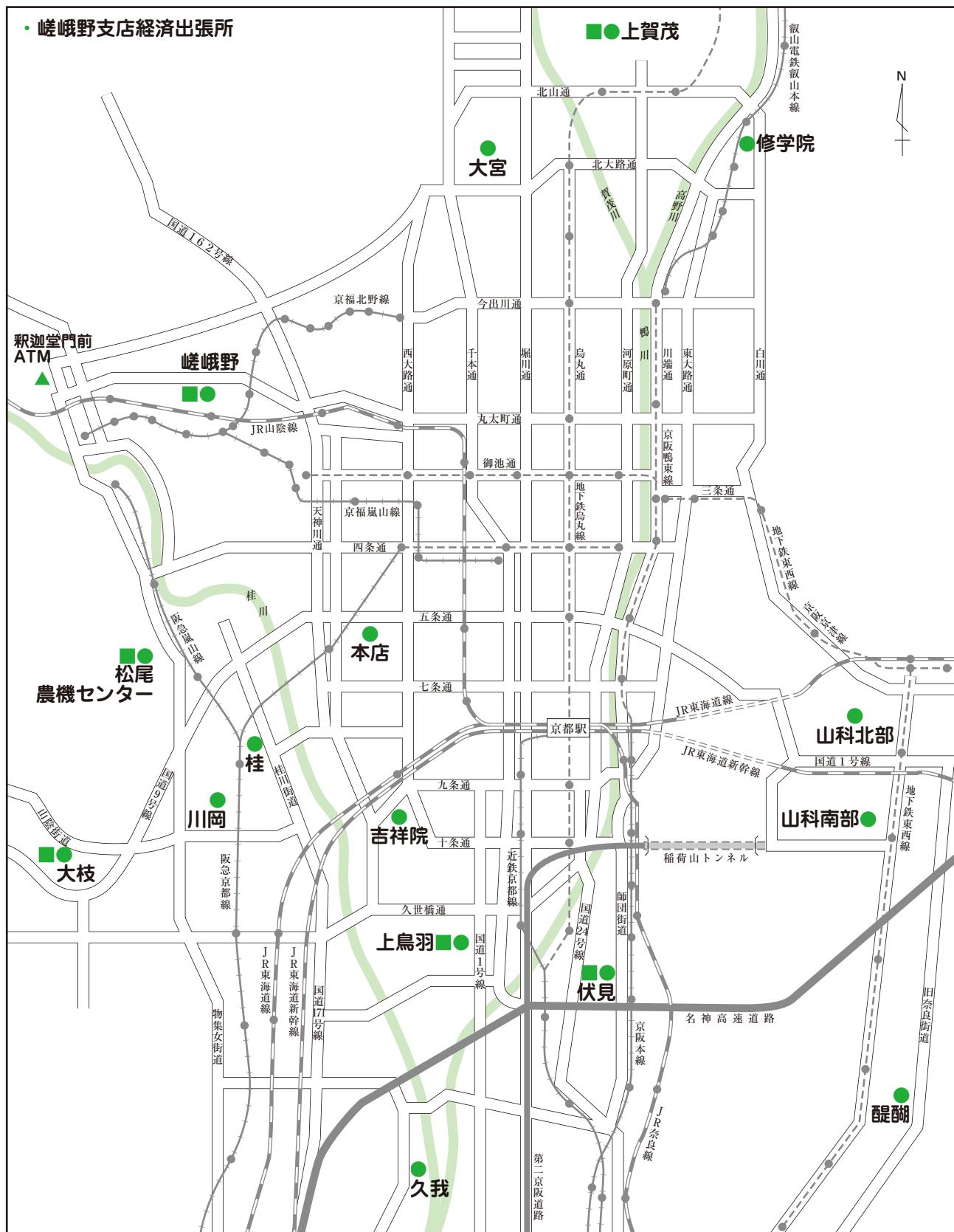
| 開示項目 | ページ | 開示項目 | ページ |
|------------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------|-------|
| ●概況及び組織に関する事項 | | ・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう）の貸出金残高 | 56 |
| ○業務の運営の組織 | 75, 77 | ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 | 57 |
| ○理事及び監事の氏名及び役職名 | 76 | ・農業関係の貸出金残高 | 57 |
| ○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称 | 52 | ・貯貸率の期末値及び期中平均値 | 64 |
| ○事務所の名称及び所在地 | 84 | ◇有価証券に関する指標 | |
| ○特定信用事業代理業者に関する事項 | 77 | ・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債及び商品政府保証債の区分をいう）の平均残高 | 59 |
| ●主要な業務の内容 | 18~27 | ・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債の区分をいう。次号において同じ）の残存期間別の残高 | 60 |
| ○主要業務の内容 | | ・有価証券の種類別の平均残高 | 59 |
| ●主要な業務に関する事項 | | ・貯証率の期末値及び期中平均値 | 64 |
| ○直近の事業年度における事業の概況 | 5 | ●業務の運営に関する事項 | |
| ○直近の5事業年度における主要な業務の状況 | 53 | ○リスク管理の態勢 | 10~11 |
| ・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計） | 53 | ○法令遵守の態勢 | 11~12 |
| ・経常利益 | 53 | ○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 | 8~9 |
| ・当期剰余金 | 53 | ○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | 13~14 |
| ・出資金及び出資口数 | 53 | ●組合の直近の2事業年度における財産の状況 | |
| ・純資産額 | 53 | ○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 | 28~29 |
| ・総資産額 | 53 | ○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | |
| ・貯金等残高 | 53 | ・破綻更生債権に該当する貸出金 | 58 |
| ・貸出金残高 | 53 | ・危険債権に該当する貸出金 | 58 |
| ・有価証券残高 | 53 | ・三月以上延滞債権に該当する貸出金 | 58 |
| ・単体自己資本比率 | 53 | ・貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | 58 |
| ・剰余金の配当の金額 | 53 | ○元本補てん契約のある信託に係る貸出金 | 58 |
| ・職員数 | 77 | ○自己資本の充実の状況 | 65~74 |
| ○直近の2事業年度における事業の状況 | | ○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | |
| ◇主要な業務の状況を示す指標 | | ・有価証券 | 60 |
| ・事業粗利益及び事業粗利益率 | 64 | ・金銭の信託 | 60 |
| ・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 | 54 | ・デリバティブ取引 | 60 |
| ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや | 54 | ・金融等デリバティブ取引 | 60 |
| ・受取利息及び支払利息の増減 | 54 | ・有価証券店頭デリバティブ取引 | 60 |
| ・総資産経常利益率及び資本経常利益率 | 64 | ○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 59 |
| ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 | 64 | ○貸出金償却の額 | 59 |
| ◇貯金に関する指標 | | ○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨 | 52 |
| ・流動性貯金、定期性貯金、その他の貯金の平均残高 | 55 | | |
| ・固定金利定期貯金及び変動金利定期貯金の残高 | 55 | | |
| ◇貸出金等に関する指標 | | | |
| ・手形貸付、証書貸付、当座貸越の平均残高 | 56 | | |
| ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 | 56 | | |
| ・担保の種類別（貯金等、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分を言う）の貸出金残高及び債務保証見返額 | 56 | | |

◇ 自己資本の充実の状況に関する開示項目

| 開示項目 | ページ | 開示項目 | ページ |
|-----------------------------------------------|-------|--------------------------------------|-------|
| ○自己資本の構成に関する事項 | 65~66 | ○定量的開示事項 | |
| ○定性的開示事項 | | ・自己資本の充実度に関する事項 | 67~68 |
| ・自己資本調達手段の概要 | 17 | ・信用リスクに関する事項 | 68~70 |
| ・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 | 67~68 | ・信用リスク削減手法に関する事項 | 71~72 |
| ・信用リスクに関する事項 | 68 | ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | 72 |
| ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 71 | ・証券化エクスポージャーに関する事項 | 72 |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 72 | ・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | 73 |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項 | 72 | ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分の額 | 73 |
| ・オペレーション・リスクに関する事項 | 10 | ・金利リスクに関する事項 | 74 |
| ・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | 73 | | |
| ・金利リスクに関する事項 | 74 | | |



店舗等のご案内



● ATM設置店 ▲ 店舗外ATM
■ コイン精米機設置店

| 店舗・施設 | 郵便番号 | 所 在 地 | T E L | F A X | 設備の設置状況 | |
|-------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------|
| | | | | | A T M | コイン 精米機 |
| 本 店 | 〒615-0046 | 右京区西院西溝崎町24 本店（営業店） 信用共済部 （資金課・資金運用課・共済課） （融資課） 営農経済部 （営農支援課・購買課） （資産管理課） 総務企画部 リスク管理部 監査室 | 313-2051 314-5631 313-2058 754-6176 313-2059 314-0898 314-5632 314-0897 | 316-0036 321-5487 321-5487 321-1617 321-1617 313-2643 314-0911 314-0911 | ● | — |
| 松 尾 支 店 | 〒615-8282 | 西京区松尾大利町15-1 | 391-6000 | 381-4266 | ● | ● |
| 桂 支 店 | 〒615-8016 | 西京区桂久方町69-2 | 391-4111 | 381-4678 | ● | — |
| 川 岡 支 店 | 〒615-8192 | 西京区川島寺田町15-3 | 391-2345 | 381-8119 | ● | — |
| 醍 酔 支 店 | 〒601-1352 | 伏見区醍醐南里町5-4 | 571-0015 | 572-3728 | ● | — |
| 大 宮 支 店 | 〒603-8217 | 北区紫野上門前町10 | 491-4060 | 491-8909 | ● | — |
| 上 賀 茂 支 店 | 〒603-8083 | 北区上賀茂向縄手町66 | 791-7872 | 701-0558 | ● | ● |
| 伏 見 支 店 | 〒612-0029 | 伏見区深草西浦町5丁目19-2 | 641-7101 | 644-2925 | ● | ● |
| 山 科 南 部 支 店 | 〒607-8169 | 山科区柳辻西浦町24 | 594-0275 | 502-3887 | ● | — |
| 山 科 北 部 支 店 | 〒607-8352 | 山科区西野岸ノ下町40 | 593-7411 | 502-3670 | ● | — |
| 上 鳥 羽 支 店 | 〒601-8137 | 南区上鳥羽城ヶ前町237 | 681-7271 | 672-9058 | ● | ● |
| 嵯 峨 野 支 店 | 〒616-8182 | 右京区太秦北路町13-1 | 871-4354 | 862-1346 | ● | ● |
| 嵯峨野支店経済出張所 | 〒616-8487 | 右京区嵯峨越畠中ノ町47-1 | 0771-44-0901 | 0771-44-0710 | — | — |
| 久 我 支 店 | 〒612-8494 | 伏見区久我東町1-56 | 933-4615 | 922-8266 | ● | — |
| 修 学 院 支 店 | 〒606-8081 | 左京区修学院大林町13 | 781-1144 | 701-0501 | ● | — |
| 吉 祥 院 支 店 | 〒601-8315 | 南区吉祥院車道町42-1 | 681-5545 | 672-9054 | ● | — |
| 大 枝 支 店 | 〒610-1105 | 西京区大枝塚原町4-29 | 331-2626 | 331-4001 | ● | ● |
| 農 機 セ ネ タ ー | 〒615-8283 | 西京区松尾井戸町68-2 | 391-4193 | 391-4192 | — | — |
| 枳迦堂門前 A T M | 〒616-8424 | 右京区嵯峨枳迦堂門前南中院町5-1 | — | — | ● | — |



JA KYOTOCITY REPORT
D i s c l o s u r e 2 0 2 3

JAレポート

組合の活動をご理解いただきために

2023年7月発行

編集：JA京都市総務企画部総合企画課

当JAのホームページはこちら (<https://ja-kyotocity.or.jp>)



J A バンクの2つの「お守り」

皆様からお預かりした貯金は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」に加え、
公的な「貯金保険制度」というダブルのお守りによって、しっかりと保護されています。